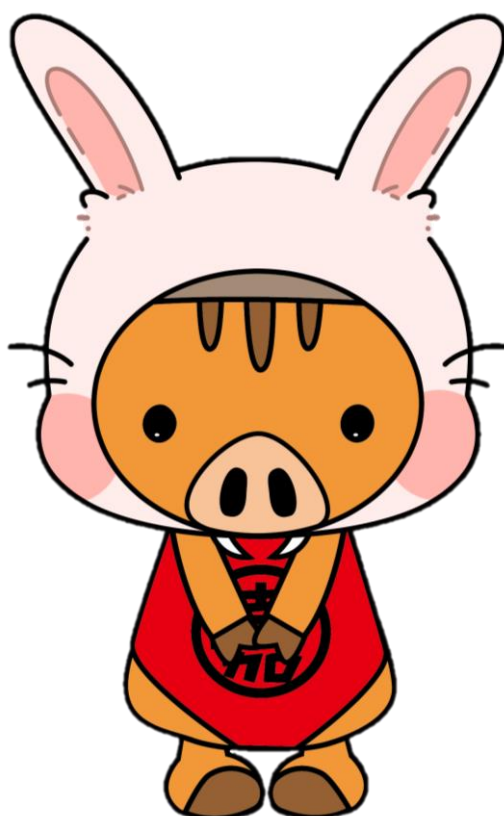


令和5年度

健康づくり推進協議会
保健事業実績及び計画



嘉麻市

はじめに

令和4年度も、繰り返される新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民の生活の制限も継続し大きな影響を与える状況でした。令和5年5月8日以降、インフルエンザと同等の5類疾病への移行により、数々の制限は緩和されましたが、コロナウイルスの感染力そのものが減弱したわけではなく、通常の事業を展開していくうえで、集団感染を起こさないためにも、感染対策を徹底した上での事業の取り組みが重要となりました。

子育て支援課は、母子保健、子育て及び教育の相談等に対する支援事業を一体的・継続的に行い、包括的で総合的な子育て支援を提供することを目的として、平成31年4月に設置されました。

母子保健係では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、嘉麻市子育て世代包括支援センター（かま・suku）を中心に、乳幼児及び妊産婦を支援し、親子ともに健やかな成長を喜び合えるように、母子保健事業を推進していきます。また、予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、乳幼児等を対象とした予防接種事業を実施し、公衆衛生の向上を図っています。

発達相談支援係では、発達の過程で支援を必要とする乳幼児の早期発見、早期対応のため、療育訓練事業を推進し、就学前巡回相談や就学後の小学校巡回相談など切れ目のない支援の実施に努めるとともに、外部機関の委員により構成する「嘉麻市発達支援連携協議会」において、関係機関との連携のもと、その子に応じた適切な支援を継続して行うための取り組みを総合的に推進しています。

令和3年度からは市民課の医療保健係において、「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務付けられた「特定健診・保健指導」、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて取り組みを行っています。

健康課健康推進係では、健康増進法に基づく健康教育・健康相談・訪問指導・がん検診事業、生活習慣病の予防、疾患の早期発見、早期治療、疾病の重症化予防及び感染対策を主体に取り組んでいます。令和3年度から新型コロナワクチン予防接種は、新たなオミクロン株対応のワクチンが薬事承認されワクチンの管理、接種計画の策定、実施と今年度も継続して実施していきます。

また、精神保健分野においては、第1次嘉麻市自殺対策計画を基に、関係機関等と連携を図り、毎年進捗状況を管理しながら総合的に自殺対策を推進していますが、今年度は第2次嘉麻市自殺対策計画の策定を実施します。また、今までの課題であったひきこもり支援について、嘉麻市社会福祉協議会と連携し、関係機関との引きこもり支援の基盤づくりを行っています。

最後に、急速な少子高齢化、疾病構造の変化、新たな感染症により、嘉麻市の抱える健康課題も変化しています。今後も、健康、医療、福祉に関する情報を活用して、嘉麻市のかかえる健康課題を分析し、子育て支援課、市民課医療保健係、高齢者相談支援センター、健康課及び関係機関等と連携し、その状況に応じた今後の保健活動を検討していきます。

今後とも皆様のご指導の程よろしくお願いいたします。

令和5年7月

目 次

第1章	嘉麻市の概要	
	1. 嘉麻市の人口推移	1
	2. 嘉麻市の人口動態	2
	3. 平成28年～令和2年の主な死亡原因の状況	2
第2章	機構および事業概要	
	1. 組織機構及び職員数	4
第3章	母子保健事業	
	1. 妊娠の届出（母子健康手帳の交付）	5
	2. 妊婦健康診査	6
	3. 養育医療受給資格認定事業	6
	4. 産後ケア事業	7
	5. 新生児聴覚検査事業	8
	6. 新生児訪問指導	8
	7. 乳児家庭全戸訪問事業	9
	8. 育児相談	9
	9. 育児教室	10
	10. 母子栄養強化事業	11
	11. 乳幼児健康診査	11
	12. 療育訓練（個別訓練・小集団訓練・医師診察・心理相談）	14
	13. 乳幼児育成指導事業（巡回相談）	17
	14. 嘉麻市発達支援連携協議会	18
	15. 予防接種（乳幼児及び児童生徒・高齢者・ 風しん予防接種助成事業・風しん追加的対策 造血細胞移植後の再接種助成事業）	19
第4章	健康増進事業	
	1. 健康教育（稲築保健センター運動指導、健康度測定、 優賢会、男性料理教室、健康プラス教室、 朝食・野菜摂取促進事業・出前講座）	24
	2. 健康相談（健康相談、血圧手帳の交付・血圧計の貸出し、 減塩モニタ貸出・減塩指導、肺年齢測定、 血管年齢測定・体組成組織）	28
	3. 訪問指導	31
	4. 健康診査（健康診査、肝炎ウイルス検査、 骨粗しょう検診、若年健診）	32
	5. 歯科健診	35
	6. 歯周疾患検診	36
第5章	各種がん検診及び結核検診	
	1. 各種がん検診	37
	2. 結核検診	44
	3. 骨髄等移植ドナー助成金事業	45
	4. 小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業	45
	5. アピアランスケア推進事業	46

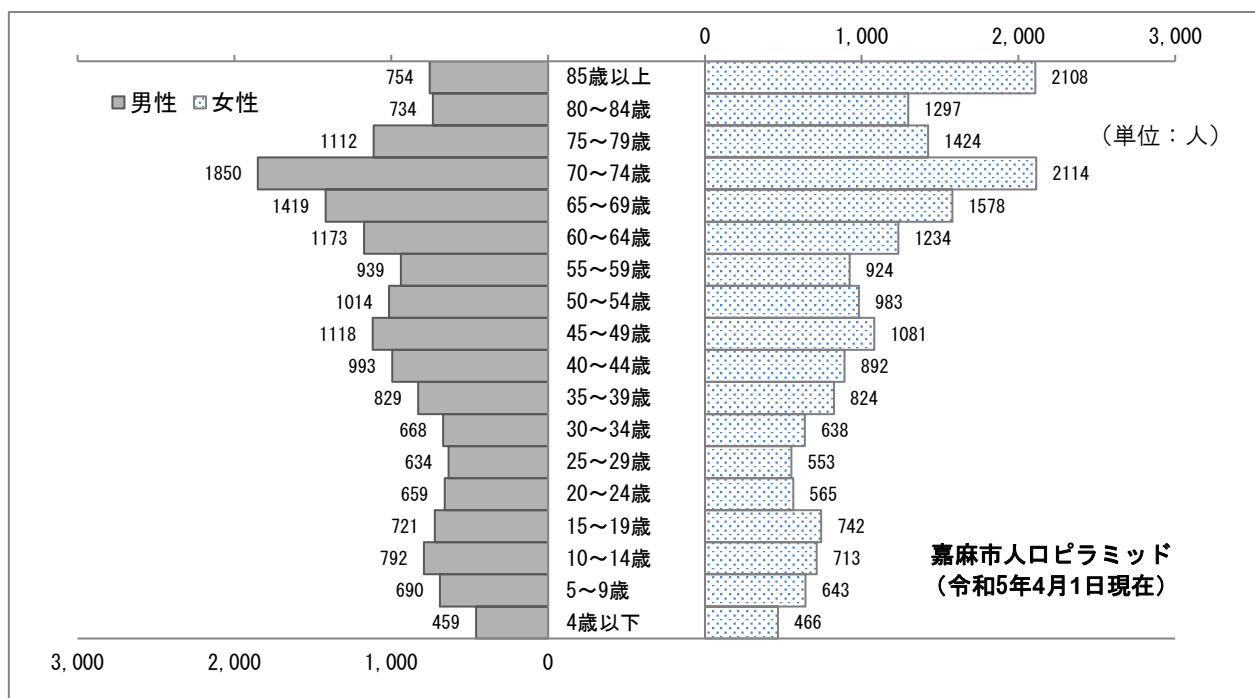
第6章	特定健診・特定保健指導	47
第7章	精神保健事業	
	1. 相談及び訪問事業	50
	2. 自殺対策事業	51
	3. ひきこもり支援対策	52
第8章	感染症予防支援事業	
	1. 新型コロナウイルス感染症対策	53
	2. 新型コロナワクチン予防接種	54
第9章	その他の事業	
	1. 食生活改善推進員研修会	55
	2. 食生活改善推進員養成教室	55
	3. かま体操普及事業	56
	4. かまししちゃん健康ポイント事業	56
	《その他》	57

第1章 嘉麻市の概要

1. 嘉麻市の人口推移

年		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
内容						
世帯数 (世帯)		18,784	18,622	18,577	18,351	18,122
総人口 (人)		38,912(△530)	38,113(△799)	37,443 (△670)	36,717 (△726)	35,337(△1,380)
		男 18,127 女 20,785	男 17,740 女 20,373	男 17,491 女 19,952	男 17,182 女 19,535	男 16,558 女 18,779
0～14 歳 (人)		4,376(△47)	4,278(△98)	4,157(△121)	4,000(△157)	3,763(△237)
		男 2,249 女 2,127	男 2,194 女 2,084	男 2,140 女 2,017	男 2,072 女 1,928	男 1,941 女 1,822
15～64 歳 (人)		20,000(△632)	19,233(△767)	18,694(△539)	18,161(△533)	17,184(△977)
		男 10,064 女 9,936	男 9,689 女 9,544	男 9,448 女 9,246	男 9,176 女 8,985	男 8,748 女 8,436
65 歳以上 (人)		14,536(149)	14,602(66)	14,592(△10)	14,556(△36)	14,390(△166)
		男 5,184 女 8,722	男 5,857 女 8,745	男 5,903 女 8,689	男 5,934 女 8,622	男 5,869 女 8,521
高齢化率 (65 歳以上)		37.4%	38.3%	39.0%	39.6%	40.7%
		男 28.6% 女 42.0%	男 33.0% 女 42.9%	男 33.7% 女 43.5%	男 34.5% 女 44.4%	男 35.4% 女 45.4%
再 掲	前期高齢者 (65～74 歳) 高齢化率	18.3%	18.9%	19.3%	20.0%	19.7%
		男 18.6% 女 18.1%	男 19.2% 女 18.6%	男 19.6% 女 19.0%	男 20.5% 女 19.6%	男 19.7% 女 19.7%
	後期高齢者 (75 歳以上) 高齢化率	19.0%	19.4%	19.7%	19.6%	21.0%
		男 13.4% 女 23.9%	男 13.4% 女 23.9%	男 14.1% 女 24.5%	男 14.0% 女 24.5%	男 15.7% 女 25.7%

(出典：各年 4 月 1 日現在市民課より)



2. 嘉麻市の人口動態

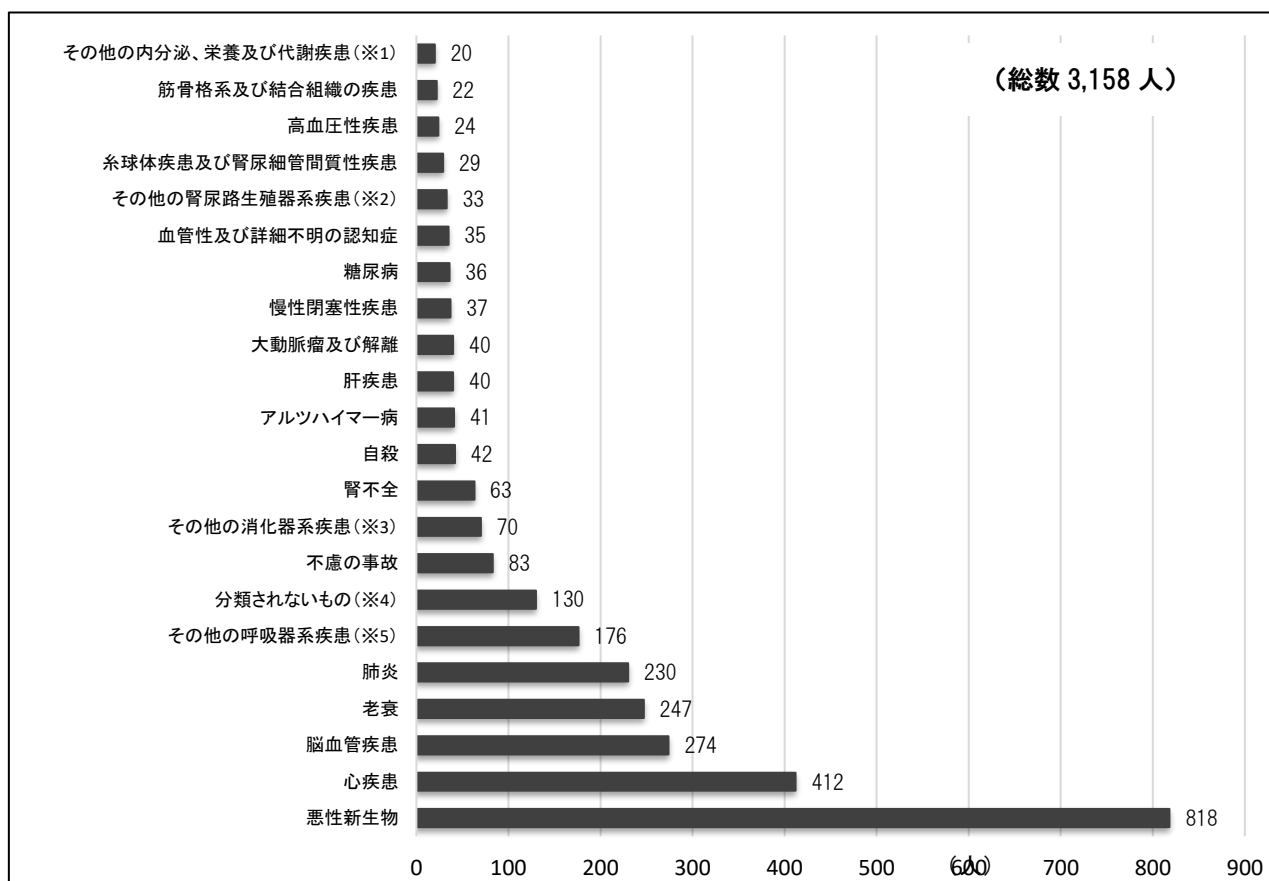
(単位：人)

内容	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 2 年 (福岡県)
出生数 (人)	239	221	213	180	169	38,966
出生率 (人口千対)	6.3	6.0	5.9	5.0	4.8	7.7
死亡数 (人)	649	605	626	627	611	53,273
死亡率 (人口千対)	17.20	16.31	17.20	17.58	17.35	10.54
低体重(2,500g 未満)児 数 (人)	27	23	20	18	20	3,668
出生数に対する低体重児 数の割合 (%)	11.3	10.4	9.4	10.0	11.8	9.4
婚姻率 (人口千対)	4.00	3.37	3.02	3.36	2.58	4.50
離婚率 (人口千対)	2.23	1.46	1.76	2.02	1.65	1.77

(出典：福岡県保健衛生統計)

3. 平成 28 年～令和 2 年の主な死亡原因の状況

【死亡者総数 20 人以上の疾患】



(※1) 糖尿病以外の内分泌、栄養及び代謝疾患

(※2) 糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患、腎不全以外の腎尿路生殖器系の疾患

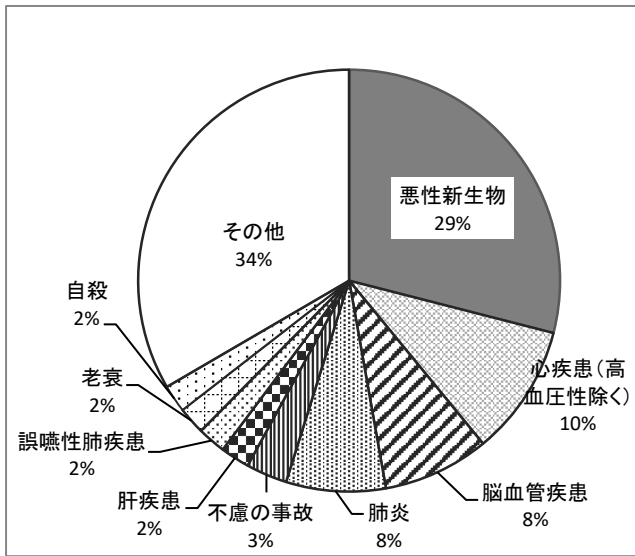
(※3) 胃・十二指腸潰瘍、ヘルニア及び腸閉塞、肝疾患以外の消化器系の疾患

(※4) 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの

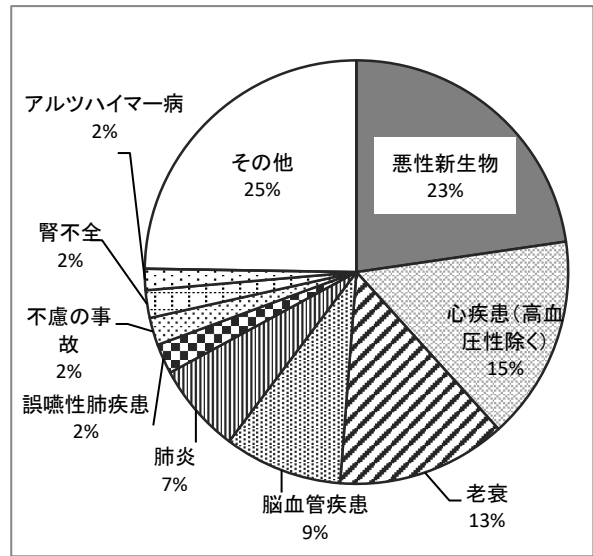
(※5) インフルエンザ、肺炎、急性気管支炎、慢性閉塞性肺疾患、喘息以外の呼吸器系疾患

【年齢階級別死因の上位】

(男性：1,457人)



(女性：1,661人)



【年齢階級別死因の上位】

(単位：人)

年齢順位	性別	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
人数	計	24	25	73	301	584	2,111
	男	16	13	52	203	386	787
	女	8	12	21	98	198	1,324
1位	計	自殺(8)	悪性新生物(10)	悪性新生物(35)	悪性新生物(123)	悪性新生物(222)	悪性新生物(428)
	男	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	女	分類されないもの 周産期に発生した病態	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2位	計	分類されないもの(5)	不慮の事故(3) 自殺(3)	自殺(9)	心疾患(25)	心疾患(49)	心疾患(332)
	男	不慮の事故 分類されないもの 脳血管疾患	脳血管疾患 不慮の事故 自殺	脳血管疾患 自殺	脳血管疾患 心疾患	肺炎	心疾患
	女	—	—	自殺	心疾患	心疾患	心疾患
3位	計	周産期に発生した病態(3)	—	脳血管疾患(8)	脳血管疾患(24)	脳血管疾患(46)	老衰(241)
	男	—	—	分類されない疾患	分類されない疾患	脳血管疾患	肺炎
	女	—	—	—	脳血管疾患	脳血管疾患	老衰
4位	計	—	—	不慮の事故(5)	分類されないもの(14)	分類されないもの(37)	脳血管疾患(193)
	男	—	—	不慮の事故	肝疾患	心疾患	脳血管疾患
	女	—	—	—	大動脈瘤及び解離	分類されない疾患	脳血管疾患
5位	計	—	—	心疾患(4)	肝疾患(13)	肺炎(33)	肺炎(186)
	男	—	—	不慮の事故 心疾患	肺炎	分類できない疾患	その他呼吸器疾患
	女	—	—	—	—	肺炎	肺炎

※心疾患：高血圧性疾患を除く

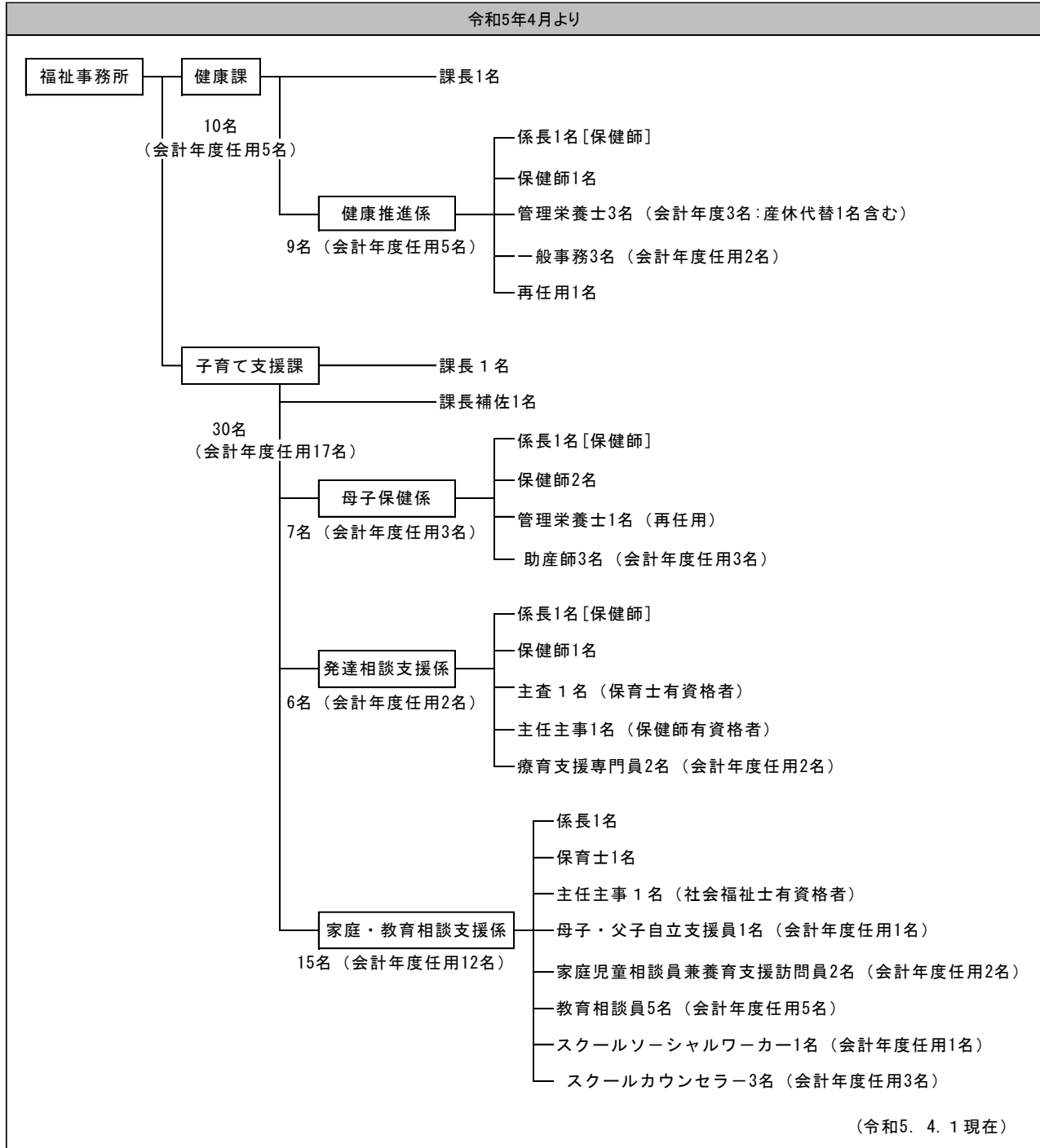
(出典：福岡県地域保健データバンク)

※男女に関しては2名以上、総数は3名以上の疾患を計上。

※分類されない疾患：その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの

第2章 機構および事業概要

1. 組織機構および職員数(会計年度任用職員を含む)



※健康課・子育て支援課以外の保健師・管理栄養士職員配置状況

- 人権・同和対策課うすい人権啓発センターあかつき：保健師 1 名
- 市民課医療保健係：保健師 2 名 管理栄養士 2 名 (会計年度任用 2 名)
- 高齢者介護課高齢者相談支援センター係：保健師 4 名 (会計年度任用 1 名)
- こども育成課どんぐり保育所：管理栄養士 1 名

※母子保健事業を担う母子保健係は、平成31年4月から子育て支援課 母子保健係と発達相談支援係となり、令和2年3月23日からは、碓井総合支所に移転し、母子保健事業、発達支援連携事業等を実施しています。

第3章 母子保健事業

1. 妊娠の届出(母子健康手帳の交付)

- (1) 目的：母子保健法に基づき、妊娠の届出をした方に対して母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査の受診を促すと共に、必要に応じて保健指導を実施し、妊娠・出産・育児に至る一貫したサービスの提供を図ります。 <根拠法令>母子保健法第16条
- (2) 対象：妊娠の届出をした妊婦
- (3) 内容：妊娠の届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、安心・安全な出産に向けて、妊婦健康診査の受診勧奨及び母子健康手帳交付時のアンケート結果に基づいた、必要な保健指導を実施します。

(4) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊娠届出数	204	175	170	156	130

(5) 考察・評価

令和2年度より、子育て世代包括支援センター「かま・suku」を開設し、予約制で母子健康手帳の交付を行っています。予約制も浸透してきており、事前に電話やメール等で連絡があることで、来所される妊婦の家族構成やきょうだい児の状況、前回の妊娠・出産情報が把握でき、妊婦に応じた個別指導を実施しています。初産婦や若年妊婦・体重管理が必要な妊婦に対しては、妊娠中の栄養や適性体重について、管理栄養士による栄養指導を行っており、また経済的問題や予期せぬ妊娠等、不安の強い妊婦には助産師が丁寧に寄り添った支援を行っています。得られた情報を基に、支援プランを作成し、母体の健康管理・出産・育児の不安等について訪問や電話等で保健指導を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続した支援の実施に努めています。

また、令和4年度からスタートした出産・子育て応援交付金事業の伴走型相談支援として、母子健康手帳交付の面談時に申請手続きを行い、給付を担当することも育成課と連携しながら経済的支援につなげています。

(6) 令和5年度の取り組み

今年度も引き続き、母子健康手帳交付時に助産師・管理栄養士の面談を重視し、顔の見える関係性・信頼関係の構築・相談しやすい体制づくりに努めます。

また、必要時、産科医療機関や当課家庭・教育相談支援係等の関係機関と連携しながら、妊産婦が安心して生活できるよう、新生児聴覚検査や産後ケア事業、出産・子育て応援交付金事業、令和5年4月より開始した産婦健診事業等、各種事業の周知・啓発を図っていきます。

2. 妊婦健康診査

(1) 目的：母子保健法に基づき、妊婦健康診査を実施し、妊娠中の経済的負担を解消するとともに、安心・安全な出産に向けて、母体や胎児の健康管理の向上を図ります。

〈根拠法令〉母子保健法第13条

(2) 対象：妊娠の届出をした方のうち、健康診査時において嘉麻市に住所を有する妊婦。

(3) 内容：妊婦健康診査の実施時期及び回数は、妊婦に対する健康診査の望ましい基準（平成27年3月31日）により、以下のとおりです。

- ・妊娠初期から23週まで1回/4週間
- ・24週～35週まで1回/2週間
- ・36週から出産まで1回/1週間

妊婦健康診査補助券による公費負担の回数は14回で、主なものとして、1回目にHTLV-1抗体検査（成人T細胞白血病〔ATL〕の検査）・妊娠初期血糖検査、7回目に性器クラミジア検査、11回目にB群溶血性レンサ球菌検査等を実施。今年度より初期の検査に超音波検査が1回追加になっています。

(4) 実績：

（単位：人）

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診実人員	330	283	240	242	204
受診延人員	2,617	2,123	1,789	1,826	1,491
平均利用回数	7.9回	7.5回	7.5回	7.5回	7.3回

(5) 考察・評価

妊婦健康診査受診実人員・延人員共に、前年度からは減少しています。妊娠届出者数の減少によるものと考えられます。母子健康手帳交付時に妊婦健診結果の見方について説明するとともに、妊娠に必要な栄養素の摂取や適正体重の管理について、管理栄養士により個別に指導を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、健診控えや受診を遅らせたりすることがないよう妊婦健康診査の受診勧奨を行いました。

(6) 令和5年度の取り組み

今年度も引き続き、母子健康手帳交付時の管理栄養士による栄養相談等を利用し、妊娠中の栄養摂取が、胎児発育および児の将来の健康のために及ぼす影響を理解してもらうため、具体的な栄養素の摂取や新たに公表された（令和3年3月）体重増加の目安を参考にし、適切な栄養状態が保てるよう妊婦健診結果をもとに栄養指導を実施していきます。

3. 養育医療受給資格認定事業

(1) 目的：医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を図ります。 〈根拠法令〉母子保健法第20条

(2) 対象：母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認める者。母子保健法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていない者とは、例えば次のような症状等を有している場合をいいます。

- 出生時体重 2,000 g 以下の者
- 一般状態や体温・呼吸器・循環器・消化器系の状態が悪く、諸機能が未熟な者

(3) 内 容：対象者の申請に基づき、養育医療給付医療券の交付を行い医療費の給付を行います。

○養育医療の申請受付・認定・決定→子育て支援課母子保健係

○養育医療の給付・請求事務→市民課国保年金係

(4) 実 績：

(単位：人)

内容	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実人員		3	3	5	7	0

(5) 考察・評価

平成 25 年度より県からの権限移譲により実施しています養育医療受給資格認定事業については毎年数名の申請がありますが、令和 4 年度の申請は 0 件でした。

(6) 令和 5 年度の取り組み

妊娠中に適切な栄養を摂取することは、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群の予防だけでなく、胎児の健やかな成長に大きな影響を与えます。予防可能な低出生体重児が減少するようにするためにも、妊娠中に必要な栄養や適正体重について、妊婦自身が学習する機会が必要なため、子育て世代包括支援センターでの母子健康手帳交付時に、管理栄養士による栄養指導の充実に努めています。

4. 産後ケア事業 (令和 3 年度より実施)

(1) 目 的：産後の心身の回復や育児に不安のある等の育児支援を必要とする母子に対して、嘉麻市産後ケア事業を実施することにより、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援を実施します。

〈根拠法令〉母子保健法第 17 条の 2、嘉麻市産後ケア事業実施規程

(2) 対 象：嘉麻市に住民票があり、生後 1 年未満のお子さんとそのお母さんで、感染症状がなく、医療行為が必要でなく、次の①②に該当する方。

①出産後、お母さんの体調不良や育児に不安がある

②ご家族等から家事や育児の支援が受けられない方

(3) 内 容：お母さんの休息・身体的ケア、心理的ケア、乳房ケア、授乳・沐浴等相談・指導、育児相談・指導等

サービスの種類	食事	利用時間帯	利用料金（自己負担）				利用上限		
			市民税課税世帯		生活保護世帯 市民税非課税世帯				
宿泊型	ショートステイ	3 食付き	1 日 24 時間目安 (午前 10 時～翌日の午前 10 時)		1 泊	5,000 円	1 泊	無料	原則 7 泊以内
日帰り	デイサービス	1 食付き	1 日 8 時間目安 (午前 9 時～午後 5 時)		1 日	2,000 円	1 日	無料	原則 7 日以内
通所型	母乳育児相談	食事なし	1 回 1 時間程度		1 回のみ	0 円	1 回	無料	1 回のみ 2 回目以降は 全額自己負担
訪問型	アウトリーチ	食事なし	1 回 2 時間程度		1 回	2,000 円	1 回	無料	3 回以内

(4) 実績

サービスの種類		令和 3 年度	令和 4 年度
宿泊型	ショートステイ	1	3
日帰り	デイサービス	3	2
通所型	母乳育児相談	21	13
訪問型	アウトリーチ	16	19

※令和 3 年 8 月から事業開始

(5) 考察・評価

令和3年8月からの事業開始ですが令和4年度の1年間で大きく利用者が増えてはいない状況です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、母親自身が外出や訪問を控えたりしたことも影響しているのではないかと考えます。

(6) 令和5年度の取り組み

母子健康手帳交付時や妊婦訪問等の機会を利用して、事業の周知啓発を図ると共に、必要な方が気軽に利用できる体制づくりに向けて、産科医療機関や事業者等との連携を図ります。また、利用者アンケートや産後ケア実施施設との情報交換等を通じて、利用者のニーズを把握すると共に、利用料や利用回数等、より良いサービスの提供に努めます。

5. 新生児聴覚検査事業（令和3年度より実施）

(1) 目的：新生児聴覚検査に係る費用の全部又は一部を助成することにより、聴覚検査の実施を促し、子どもの聴覚に関する異常の早期発見と早期支援を図ります。

〈根拠法令〉嘉麻市新生児聴覚検査費用助成事業実施規程

(2) 対象：嘉麻市に住民票があり、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯の方。

(3) 内容：生後28日を経過しない赤ちゃんに対し、出生後初めて実施する聴覚検査料について、検査を受けた日から1年以内の申請に助成する(1回のみ)

自動 ABR 検査	上限 5,000 円
ABR 検査	上限 5,000 円
OAE 検査	上限 3,000 円

※産院で検査費用をいったん自己負担していただき、申請後助成を受ける

(4) 実績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度
実人員	0	9

※令和3年度から事業開始

(5) 考察・評価

事業開始の令和3年度は、市内産科医療機関が新生児聴覚検査代をサービス（無料）で実施していたため実績がありませんでした。しかし、令和4年度から管内の産科医療機関の検査内容や料金の変更に伴い検査が有料で実施されることとなったため、令和4年度は9件の申請がありました。

(6) 令和5年度の取り組み

引き続き経済的理由で聴覚検査が受けられないといったことがないよう、母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問時等に普及啓発を図っていきます。

6. 新生児訪問指導

(1) 目的：生後28日以内の新生児に対して、保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・栄養・生活環境・疾病予防など、育児上必要な保健指導を実施することにより、保護者が新生児の育児についての理解を深めるとともに、不安を解消し、児の安全な発育・発達を図ります。
〈根拠法令〉母子保健法第11条

(2) 対象：新生児及びその保護者

(3) 内容：出生後28日までの期間に保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・発達状況の確認や計測、母乳相談や育児相談等を行います。その際、健やかな成長と森などの自然を大切にすることを育む目的で、地元の木材を使用した木製品のプレゼント事業を、農林振興課と共同で実施しています

- ・平成 25 年度～平成 29 年度 「かまっ木（こ）スプーン」
- ・平成 30 年度～「はじめてのつみき」

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

- (1) 目的：乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、子育てにおけるさまざまな不安や悩みを聞き情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対するサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
〈根拠法令〉児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項
- (2) 対象：生後 4 ヶ月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭
- (3) 内容：生後 4 ヶ月までの期間に保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・発達状況の確認や計測、育児に関する不安や悩みに対して、育児相談を行います。その際、地元の木材を使用した木製品のプレゼント事業を実施しています。
- (4) 実績：

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対象者 (人)	216	179	165	165	146
実施人員 (人)	214	161	161	159	145
実施率 (%)	99.1	89.9	97.6	96.4	99.3

(5) 考察・評価

本市は若年・シングルマザー・経済的不安等支援が必要な母子が多い傾向にあるため、出産後の育児不安の軽減・虐待予防に向けて、全戸訪問 100%を目指して実施率の向上に努めています。

令和元年度は新型コロナウイルスの影響を受け、訪問件数が減少したことから、全体の実施率が大幅に減少しましたが、令和 2 年度以降は感染症対策を徹底し、情勢に合わせて訪問を延期したり、玄関先での面談へ切り替えたりなどの対応を行い、4 ヶ月児健診までには必ず対面で母子の確認ができるよう配慮しました。産後ケア事業を通じて、更に連携が容易になった産科医療機関や助産院等の事業所と連携しながら、ケースの把握や信頼関係の構築に努め、困った時に相談しやすい体制作りの強化を行っています。

(6) 令和 5 年度の取り組み

母子健康手帳交付から妊婦訪問・赤ちゃん訪問と継続的にかかわり支援することで、人間関係を構築し、いつでも相談しやすい関係づくりに努めるとともに、産後安定して子育てできるよう支援します。特に特定妊婦や要保護児童対策地域協議会把握ケース等に対しては、医療機関や関係機関との連携を図りながら、必要時同伴訪問を実施し、保健指導の充実をはかり、実施率 100%を目指します。また、令和 4 年度からスタートした伴走型相談支援として、出産後の面談を全戸訪問事業として位置づけ、訪問時に申請手続きを行い経済的支援も行っています。

8. 育児相談

- (1) 目的：はいはいやつかまり立ち等、発達項目におけるキーマンスである生後 10 ヶ月児に育児相談を実施することで、育児に関する不安を軽減し、発育・発達状況の確認を行うとともに、早期に必要な支援を実施します。
- (2) 対象：市内在住の生後 10 ヶ月児
- (3) 内容：問診・計測・保健指導・栄養指導
- (4) 実施回数：年間 12 回 (月 1 回)
- (5) 実施場所：嘉麻市稲築保健センター

(6) 実績：

内容	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者(人)		205	234	195	168	157
参加人員(人)		164	177	95	109	141
実施率(%)		80.0	75.6	48.7	64.9	89.8
療育移行者(人)		6	4	0	1	1

(7) 考察・評価

令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により事業の延期や中止があり、参加人数が少ない状況でしたが、令和4年度は感染予防に配慮しながら実施しました。4ヶ月児健診や7ヶ月児健診の際に丁寧な説明を実施したことで、相談の参加人数の増加につながったと考えます。

(8) 令和5年度の取り組み

今年度も感染症対策を徹底して、利用者に向けた周知・啓発を行います。また、10ヶ月児相談から1歳6ヶ月児健診まで、健診の期間があくことから、保護者自身が今後の発達の予測や見通しをもてるような保健指導の充実に努めます。

9. 育児教室

(1) 目的：妊娠・出産・育児に関する知識を普及し、理解を深めるとともに、同じ週数・月齢児をもつ保護者間の情報交換・仲間づくりの場としています。

(2) 対象：市内在住の希望者

(3) 内容：○離乳食教室・月齢に応じた離乳食についての講義・調理実習及び試食

○赤ちゃん体操教室・作業療法士による発達を促す親子遊びの紹介・実演

(4) 実績：

(単位：回・人)

教室名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
離乳食教室	6	73	5	84	2	10	2	8	5	18
赤ちゃん体操教室			6	50						
マタニティ教室	2	8	3	9						
妊娠期個別栄養支援						170		151		127

(5) 考察・評価

離乳食教室は、6回開催を予定していましたが、天候の都合により5回の実施となりました。乳幼児健診会場で周知・啓発し、養育能力や育児能力、家事能力等に支援が必要な保護者に、特にこまやかな声かけを行い、第1子のお子さんを持つ家庭の離乳食初期の形状を中心に、中期・後期・大人の食事への展開なども取り入れました。開催においては引き続き感染症対策に配慮し、定員5人程度で保護者のみ試食する形式で実施しました。

赤ちゃん体操教室は、7ヶ月児健診で、お座りが遅い、ずり這いを嫌がる、姿勢変換が苦手等の悩みのある方を集めて集団指導を行っていましたが、令和2年度以降は、健診会場において個別対応で指導し、必要時療育教室につなげています。

(6) 令和5年度の取り組み

離乳食教室については、前年度同様に、初期のまだ離乳を始めていない方対象、離乳食の中期、後期と対象者と内容を分け、教室回数を6回に設定しているほか個別での対応も行います。

また令和3年度から実施している動画による離乳食づくりの配信や健診会場での離乳食レシピカードの提供も継続して実施していきます。

10. 母子栄養強化事業

(1) 目的：栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して、栄養強化のために必要な食品を無償で支給し、妊産婦及び乳児の栄養の改善向上を図り、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に資することを目的としています。

＜根拠法令＞嘉麻市母子栄養強化食品支給実施規程

(2) 対象：生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯並びに前年度分の所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児

(3) 内容：○ 妊 婦：申請を受理した日の月の翌月の初日から出産した日の月末までママミルクを月に 24 本支給
○ 産 婦：出産した日の月の翌月初日から 3 ヶ月間、ママミルクを月に 24 本支給
○ 乳 児：出生後満 4 ヶ月目の月の初日から出生後 12 ヶ月目の月末まで、母が希望した粉ミルク 1 缶を支給

保健師及び助産師が、母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問等において、必要な世帯に、周知・勧奨を行っています。

(4) 実績：

(単位：人)

内容	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
妊婦		5	1	0	3	4
産婦		8	4	2	2	3
乳児		12	14	11	18	17

(5) 考察・評価

出生数は減少していますが支給件数はほぼ横ばいで推移しています。

妊娠中から母体の栄養改善に寄り添う支援を実施し、また子育て世代包括支援センターの各事業での取り組みを丁寧に行い、必要なケースに対し周知・啓発を行ったことも利用者数の増加につながった一因だと考えられます。

(6) 令和 5 年度の取り組み

母乳育児の推進に努めつつ、対象者の経済状況を十分に考慮し、必要な方に支給できるよう母子健康手帳交付時の案内チラシや保健だより、赤ちゃん訪問等で、周知・啓発に努めていきます。

11. 乳幼児健康診査

(1) 目的：乳幼児の成長・発達の状態を明らかにし、疾病や異常の早期発見・早期対応に努めます。また、保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行い、育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要時、関係機関との連携を図ることで、乳幼児の健康の保持・増進に努めます。

＜根拠法令＞母子保健法第 12、13 条

(2) 対象者：○ 4 ヶ月児健康診査：生後 4 ヶ月の乳児

○ 7 ヶ月児健康診査：生後 7 ヶ月の乳児

○ 1 歳 6 ヶ月児健康診査：1 歳 6 ヶ月の幼児

○ 3 歳児健康診査：3 歳の幼児

(3) 内容：問診、身体測定、小児科医診察、育児相談、栄養相談、作業療法士による運動発達の相談（7 ヶ月児）・臨床心理士による心理相談（1 歳 6 ヶ月児）、歯科診察（1 歳 6 ヶ月児・3 歳児）、フッ素塗布（1 歳 6 ヶ月児）、尿検査（3 歳児）、スポットビジョンスクリーナー

による検査機器を使用しての視力検査（3歳児）

(4) 実施場所：稲築保健センター

(5) 実施回数：各健診とも月1回ずつ

(6) 実績：

① 4ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

内容		年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象児数		219	208	187	168	165
受診児数		206	196	170	157	160
受診率		94.1%	94.2%	90.9%	93.5%	96.9%
結果	異常なし	181	198	139	183	138
	既医療	2	1	1	5	3
	要観察	21	27	13	30	16
	要治療	1	3	0	0	0
	要精密	1	2	4	2	3
	療育移行者	0	1	0	0	0

② 7ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

内容		年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象児数		220	220	183	168	175
受診児数		206	207	172	145	170
受診率		93.6%	94.1%	93.9%	86.3%	97.1%
結果	異常なし	132	147	106	159	140
	既医療	3	0	2	5	5
	要観察	67	57	36	67	24
	要治療	1	0	0	2	0
	要精密	3	3	1	2	1
	療育移行者	4	1	2	5	6

③ 1歳6ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

内容		年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象児数		267	227	259	186	176
受診児数		248	214	217	174	166
受診率		92.9%	94.3%	83.8%	93.5%	94.3%
結果	異常なし	156	112	104	149	91
	既医療	2	0	2	2	0
	要観察	89	101	63	92	71
	要治療	0	1	1	0	1
	要精密	1	0	4	1	3
	療育移行者	6	11	6	1	3

④ 1歳6ヶ月児健康診査（全体・歯科）

（単位：人）

内容	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診児数		248	214	217	169	165
未処置でう蝕のある者		10	2	1	6	2
虫歯の総数		40本	9本	4本	19本	5本
咬合異常のある者		27	10	44	36	20
軟組織異常のある者		4	3	0	0	0

⑤ 3歳児健康診査（全体）

（単位：人）

内容	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象児数		257	253	300	239	208
受診児数		240	236	248	222	195
受診率		93.4%	93.3%	82.7%	92.9%	93.7%
結果	異常なし	118	121	94	138	100
	既医療	1	0	1	0	2
	要観察	89	87	99	102	75
	要治療	1	1	3	2	1
	要精密	31	27	25	8	17
	療育移行者	10	13	13	11	22

⑥ 3歳児健康診査（全体・歯科）

（単位：人）

内容	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診児数		240	236	248	200	194
未処置でう蝕のある者		53	45	54	21	27
虫歯の総数		165本	140本	239本	72本	106本
咬合異常のある者		33	12	25	17	27
軟組織異常のある者		2	0	1	0	1

(7) 考察・評価

令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、延期を余儀なくされた月もありましたが、令和4年度は感染予防に配慮しながら健診を実施しました。

健診未受診者については、健診案内文や「未受診フローチャート」を変更し、健診を2回連続して欠席した未就園児に対し、家庭・教育相談支援係との家庭訪問を徹底し、お子さんの様子を目視で確認するなど、欠席されたお子さんの状況把握にも努めました。

園からの働きかけの依頼、健診前の確認電話や健診当日や翌日のフォロー電話等を徹底して、成長や発達の様子について電話での聞き取りを行い、次回の健診につなげたことにより、受診率は各健診で上昇しました。

(8) 令和5年度の取り組み

感染症対策に配慮しながら実施するとともに、今年度も更なる受診率の向上を目指し受診勧奨に取り組みます。7ヶ月児健診における作業療法士の個別相談や、1歳6ヶ月児健診における臨床心理士の発達相談も引き続き行い、保護者に児の特性を踏まえた関わり方のアドバイスや、必要な時は療育教室等早期支援につながるようアプローチをしていきます。

12. 療育訓練

- (1) 目的：障がいのある乳幼児あるいは、発達の遅れまたは発達の過程で支援を必要とする乳幼児に対し早期から療育訓練を行うことで、乳幼児の健全育成と家族などの支援につながることを目的としています。〈根拠法令〉母子保健法第5条 他
- (2) 対象者：嘉麻市内に居住する乳幼児で、医師等が療育訓練の必要を認めた者
- (3) 内容：ことば、運動及び心理の個別訓練と小集団訓練（運動訓練や SST を含む訓練）、医師診察、保護者の心理相談 ＊SST・・・ソーシャルスキルトレーニングの略称（やり取りなどの社会性を学ぶトレーニング）
- (4) 実施場所：碓井母子保健施設
- (5) 実績： (単位：人)

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
療育事業登録者数	170	204	213	235	262
療育事業利用者数	157	193	188	153	206
療育事業延人数	1,073	1,047	788	539	774

(6) 考察・評価

令和3年度に引き続き登録者数は増加しております。新型コロナウイルス感染症流行以前より人数は増加が続いております。利用者数も200人を超えており、発達に課題を持つお子さんの増加が顕著であります。文部科学省の2022年12月の調査で小中学校の通常学級に在籍する小中学生の8.8%に「学習面、行動面で著しい困難を示す」と報告されており、10年前の調査の6.5%から増加しております。全国的に増加傾向があり、当市にも同じ傾向が見られているものと思われま

(7) 令和5年度の取り組み

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より第5類感染症の位置づけとなったことに伴い、療育訓練参加条件のマスク着用が緩和されたことで、マスクができなかったために参加できなかったお子さんの受け入れもできるようになりました。ただ、新型コロナ以外の感染症もみられていることより、今後も感染対策に努めながら療育事業を実施していきます。また、お子さんの特性やニーズを把握し、民間の事業所や医療機関など多様な社会資源をお子さんに合った形で利用できるように調整しながら支援につなぎたいと考えます。

1) 個別訓練

- (1) 目的：言語面、運動面、社会面において発達が気になる児に対し、早期から言語聴覚士や作業療法士、臨床心理士などがかわり、療育訓練を実施することにより、乳幼児の健全育成と家族などの支援につながることを目的としています。
- (2) 内容：言語聴覚士による言語訓練、作業療法士による運動訓練や SST、臨床心理士による発達相談（心理相談）、SST などを実施。

(3) 実績：

内容		年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
個別訓練	ことばの教室	実人数(人)	110	131	89	94	101
		延人数(人)	418	431	197	235	310
		日数(日)	68	71	39	45	61
	運動の教室	実人数(人)	108	112	85	111	94
		延人数(人)	381	401	212	375	275
		日数(日)	116	89	68	83	77
	発達相談 (心理相談)	実人数(人)	/	109	98	91	155
		延人数(人)		157	130	127	189
		日数(日)		36	43	29	68
	個別の SST	実人数(人)	/	2	0	1	0
		延人数(人)		14	0	8	0
		日数(日)		12	0	8	0
延人数合計(人)			799	1003	745	539	774
実施日数(合計)			184	208	165	150	206

(4) 評価・考察

令和 4 年度は感染対策も円滑にできるようになり、また、参加者も感染に気を付けながら参加されたため、教室を中止にすることが少ない状況で療育事業を実施できました。新型コロナウイルス感染症が流行して以降、参加ができなかったお子さんに対して、令和 4 年度は教室の回数を重ねてきていただくことができたため、延べ人数は前年度を大きく上回りました。

(5) 令和 5 年度の取り組み

令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の療育訓練と同様に実施できない状況もありましたが、令和 5 年度に入り徐々に以前の療育に近い形で教室を実施しております。3 年間の療育の縮小がお子さんの今後にどのような影響を及ぼすか、引き続き療育事業を実施していく中で注意深く把握していきたいと考えます。また、最近の傾向として、児の発達支援において、児の発達以外に、保護者の養育能力や家庭環境などが複雑に絡み合って児への療育の実施だけでは解決できない事例もみられていますので、児や保護者の背景の把握にも努めていきたいと考えております。

2) 小集団訓練**【親子での小集団運動訓練(SST 含む)】**

- (1) 目的：運動発達に未熟性を持つ年々少、年少の児に対し、児の発達にあった運動を取り入れ、親子で活動することにより、運動発達を促し、保護者が児の発達を把握し、適切な対応を学ぶことで家庭内でも継続した支援が実施できることを目的としています。
- (2) 内容：お子さんの特性に応じたプログラムを作業療法士が設定し、年々少、年少のお子さんの少人数グループを作り活動しています。運動や親子活動を取り入れ、家でできる運動なども紹介しながら、体を使うことの楽しさや親子で触れ合いながら遊ぶことの楽しさをお子さんや保護者に体験を通して学べるように実施しました。

(3) 実績：

内容		年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
あそびの 教室	実人数(人)						0
	延人数(人)						0
	日数(日)						0
運動訓練を 含む SST の 教室	実人数(人)		17	13	0	0	0
	延人数(人)		274	172	0	0	0
	日数(日)		22	19	0	0	0

(4) 評価・考察

令和 4 年度は、小集団の実施はありませんでした。小集団訓練が必要なケースには、民間の児童デイサービスを紹介することで、コミュニケーションを図ることや集団ルールの理解などの支援が受けられるようにつなげていきました。

今後は、民間の児童デイサービスと情報を共有し、子どもの特性やニーズに合わせた療育が提供できるように支援していきます。

(5) 令和 5 年度の取り組み

小集団訓練が必要なケースには、民間のデイサービスの利用を勧めていき、子どもの特性を保護者や通園中の保育所(園)等が共通理解を深め、子どもに適した療育を受けられるように関係機関と連携していきます。

3) 医師診察

(1) 目的：療育教室において、保護者の理解が乏しく療育が進まないケースや、療育のみの支援では難しく、投薬や医療的リハビリなどが必要なお子さんに対し医師診察を行います。

(2) 内容：飯塚病院の小児科医が稲築保健センターで必要に応じて診察を実施。

(3) 実績：

内容	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実人数(人)		3	0	0	0	0
延人数(人)		3	0	0	0	0
日数(日)		1	0	0	0	0

(4) 評価・考察

令和 4 年度は、医師の診察はありませんでした。医師の診察が必要なケースに対しては、2 カ月に 1 回、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で実施されている乳幼児発達診査事業に繋がりました。乳幼児発達診査事業では、医師の診察と臨床心理士の発達検査を同時に受けることができます。

(5) 令和 5 年度の取り組み

医師診察への案内が適していると考えられるケースについて、実施することとしています。

市の療育と医療がつながることで、お子さんの発達への適切な対応が更に確立できるよう支援していきたいと考えます。

4) 心理相談

(1) 目的：保護者の心理状態が不安定だったり、育児疲れがみられるケースなどは虐待のリスクが高まり、適切な育児ができなくなることが多いため、臨床心理士による保護者の心理相談を実施することで、気持ちを整理したり、複雑な気持ちを吐露する機会につなげることを目的に、保護者のメンタルサポートを実施します。

(2) 内 容：月 1～2 回（半日）、臨床心理士による心理相談を実施。

(3) 実 績：

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実人数（人）	10	17	10	8	9
延人数（人）	23	34	16	15	21
日数（日）	14	16	11	8	10

(4) 評価・考察

令和 4 年度の実人数は前年度と大きく変わりませんでした。延べ人数は新型コロナウイルス感染症流行前に近い人数に増えております。利用されている方の内容としては、育児に悩みを抱えている方と、母自身の精神面の不調が原因で生活していくこと自体に困難を感じている方と半々の利用が見られております。必要に応じて医療へご案内したり、途切れないように定期的に教室にお声掛けを行うなどして、一人で抱え込まないように支援をしていきました。

(5) 令和 5 年度の取り組み

保護者の心の健康は、お子さんの心身の成長に大きく影響することから、本年度も臨床心理士の協力を得ながら月 1～2 回の頻度で心理相談を行い、保護者の精神的サポートに努めます。

また、関係機関と連携をしていくことで、相談内容によっては他の職種も含めてケース対応をしていきたいと考えます。

13. 乳幼児育成指導事業(巡回相談)

(1) 目 的：保育所（園）・幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる児を早期に発見し、支援することで、児の健やかな成長と保護者の育児不安や負担の軽減を目的としています。

(2) 対 象：嘉麻市内の公立保育所・私立保育園・幼稚園に通園中の児

(3) 内 容：臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の専門相談員が保健師等とともに保育所（園）・幼稚園を訪問します。お子さんの園（所）での生活を実際に見た上で、状況に沿った専門的なアドバイスを行い、個別相談が必要なケースについては後日、日程を設けて相談に応じます。平成 24 年度より関係各課で連携し、就学に向けての準備・体制を整える巡回相談を行っています。

(4) 実 績：

○巡回事業（個別相談含む）

（単位：人）

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延人数(要観察児)	376	385	242	458	494
実人数（要観察）	281	306	225	458	487
療育への移行	20	29	13	15	27

○個別相談のみでの人数

（単位：人）

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延人数	44	60	17	21	27
実人数	39	51	17	21	27
内：就学前検査実施人数	12	15	17	5	2

(5) 評価・考察

令和4年度も、巡回相談は各園1回の実施としていますが、園より相談のあった場合には個別に訪問するなどの対応を行いました。また、市内3園では巡回相談日の午後に保育士を対象とした乳幼児の発達についての研修を実施しました。実際の事例を通して研修をすることで、日ごろの保育の振り返りにつながったのではないかと考えます。

巡回事業のフォローとして令和2年度より始めた年長児を対象にした保護者アンケートを、令和3年度から年中児の保護者にも拡げ、令和4年度は市内園の年中・年長に加えて市外園に通う年長児保護者へも郵送にてアンケートを実施しました。年長児：251名配布、回収220名(87.6%)、年中児：239名配布、回収220名(92.0%)から回答を得ることができました。

「心配なことはない」との回答がほとんどでしたが、中には漠然と就学に不安を抱いている保護者もみられ、臨床心理士の個別相談や教育相談員の紹介を行いました。園巡回だけでは相談につながらなかった場合も考えられるため、アンケートを実施し、保護者の心配なことを直に把握できる機会となりました。

(6) 令和5年度の取り組み

昨年度と同様に巡回相談は、年1回とすることとしていますが、個別に相談のある園には臨機応変に対応していきます。また、令和3年度とは別の市内3園に対し、保育士研修を実施していく予定です。

年長、年中児アンケートも引き続き実施します。4年目の実施となり、アンケートの実施が浸透していると感じておりましたが、昨年度は回収率が下がっていたことから、園や担任の先生に丁寧に説明し、保護者へお声掛け頂く様に働きかけをしていきます。

14. 嘉麻市発達支援連携協議会

- (1) 目的：個別の支援を必要とするお子さんの早期発見、早期対応を行うとともに、関係機関の連携のもと、そのお子さんに応じた適切な支援を継続して行うための体制を総合的に推進します。〈根拠法令〉嘉麻市発達支援連携協議会条例（平成27年7月1日施行）
- (2) 対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（引き続き、高等学校に在学する者で18歳以上の者を含む。）
- (3) 内容：外部団体を含む各関係機関の代表者20名で構成しており、市内に住所を有する児童・生徒又は市内の小中学校等に在籍している児童・生徒の発達支援に関する課題を検討し、総合的な発達支援のための体制を構築します。
- (4) 実施場所：嘉麻市役所 会議室
- (5) 実施回数：2回
- ※新型コロナウイルス感染症対策や悪天候（大雪）のため書面会議（令和5年1月、令和5年2月）
- (6) 実績：第1回：発達支援に関する各事業の令和3年度実績について、啓発リーフレットについて 他

第2回：かまっこすくすくファイル利活用について 他

この協議会を通して、嘉麻市全体で発達障がいへの理解促進や、支援体制構築の推進を目指します。庁内の関係各課と連携を保ち、就学前から就学後までの支援体制の強化を図っていきたいと考えます。

15. 予防接種

1) 乳幼児及び児童、生徒

(1) 目的：予防接種を行い、伝染病の蔓延を防ぎ、感染から乳幼児の健康を守ることを目的としています。

＜根拠法令＞予防接種法第2条第2項

(2) 方法：福岡県内実施医療機関にて個別接種

(3) 接種年齢及び接種期間



種類	接種年齢	接種開始	回数		備考
ロタワクチン	ロタリックス	生後6週～24週	2回		1回目は14週6日までに実施
	ロタテック	生後6週～32週	3回		
ヒブワクチン	生後2ヶ月～5歳未満	生後2～7ヶ月未満	初回	3回	接種開始年齢により、回数、間隔が異なる。
		生後7～12ヶ月未満	初回	2回	
			追加	1回	
1歳～5歳未満	1回				
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2ヶ月～5歳未満	生後2～7ヶ月未満	初回	3回	接種開始年齢により、回数、間隔が異なる。
		生後7～12ヶ月未満	初回	2回	
			追加	1回	
		1歳～2歳未満	初回	1回	
			追加	1回	
2歳～5歳未満	1回				
B型肝炎	1歳未満		3回		母子感染予防で接種の場合は対象外
四種混合	生後3ヶ月～7歳6ヶ月未満		初回	3回	
			追加	1回	
種類	接種年齢	接種開始	回数		備考
不活化ポリオワクチン	生後3ヶ月～7歳6ヶ月未満		初回	3回	四種混合を接種の場合は不要。
			追加	1回	
BCG	1歳未満		1回		
MR	1期：1歳～2歳未満		1回		
	2期：年長児		1回		
水痘	1歳～3歳未満		2回		すでに水痘に罹患した児は対象外
日本脳炎	1期：生後6ヶ月～7歳6ヶ月未満		初回	2回	
			追加	1回	
2期：9歳～13歳未満		1回			
二種混合	11歳～13歳未満		1回		
子宮頸がんワクチン(注1)	サーバリックス ガーダシル	中学1年～高校1年の女子	3回		シルガード9のみ、開始年齢によって接種回数が異なる。
	シルガード9		15歳未満で開始のとき	2回	
			15歳以上で開始のとき	3回	

(4) 乳幼児予防接種実績

内容	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ヒブワクチン		805	732	644	650	620
肺炎球菌ワクチン		810	758	634	642	616
B 型肝炎(注2)		595	572	461	483	450
ロタワクチン(注3)		—	—	100	380	346
四種混合		829	774	686	659	631
不活化ポリオ		18	1	—	—	—
BCG		198	192	168	156	168
MR1期		236	196	187	154	166
MR2期 (接種率%)		275 (92.9)	282 (92.2)	239 (94.5)	231 (90.5)	217 (86.8)
水痘		417	366	365	318	290
日本脳炎		1226	1060	1085	777	916
二種混合		215	235	287	247	180
子宮頸がん予防(注1)		4	9	3	69	138

(注 1) 子宮頸がんワクチンは平成 25 年 6 月から接種勧奨差し控え

(注 2) B 型肝炎は平成 28 年 10 月より開始

(注 3) ロタワクチンは令和 2 年 10 月より開始

(5) 評価・考察

ほとんどのワクチンは対象年齢が幅広く、複数回接種することから接種率ではなく接種者数により統計計上しています。なお、MR2期のみ対象者が決まっていることから、接種率が計算できるため接種率を記載しています。

接種者数については、出生数が年々減少しているため、全体的にワクチンの接種者数は減少しているものが多い状況です。新型コロナウイルス感染症の影響で、接種を遅らせたり、接種を控えたりする保護者がみられた可能性があります。日本脳炎に関しては、令和 3 年度に日本脳炎ワクチンの供給量が減少したため、接種者数が減少しました。令和 4 年度には日本脳炎ワクチンの供給が安定化されたため、例年通りの接種者数に戻ったと考えられます。子宮頸がん予防ワクチン(ヒトパピローマウイルス感染症)接種については、平成 25 年 6 月より積極的な接種勧奨を差し控えていましたが、令和 2 年 10 月、対象者等が接種について検討・判断できるよう情報提供を行うよう国から通知がありましたので、令和 3 年度に、小学校 6 年生～高校 1 年生の女子及びその保護者に対して、リーフレットを個別に通知しました。令和 3 年 11 月には積極的勧奨の差し控えを終了とする通知も出されたことから、令和 4 年度からは定期接種の対象者に接種の案内を通知しています。また、接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応として、定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」も開始していることから、接種者が増加したと考えます。

(6) 令和 5 年度の取り組み

各予防接種について、必要な時期に個別通知やホームページ等で接種勧奨を行います。近年、流行している麻疹や風疹についても、接種対象者へ、対象となれば早めに接種するように勧奨します。また、今年度から新たに追加になった子宮頸がん予防ワクチン(シルガード9)についても、効果やスケジュール等を個別通知し周知していきます。

2) 高齢者定期予防接種

(1) 目的：予防接種を行い、伝染病の感染から高齢者を守ります。

＜根拠法令＞予防接種法第2条第3項

(2) 対象：

種類	対象者	回数	備考
季節性 インフルエンザ	・ 65 歳以上 ・ 60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい等を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい等を有する者	毎年度 1 回	令和 3 年度は、ワクチン委託料の単価が値上がりにより自己負担金が 1500 円に変更。
高齢者肺炎球菌 (H26 年 10 月より開始)	・ 65 歳 ・ 60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい等を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい等を有する者	1 回	・ 平成 26 年度～平成 30 年度までの 5 年間は 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる年度の人も接種可能（平成 26 年度は 101 歳以上の人も対象） ・ 平成 31 年度～5 年間経過措置が延長 ・ 平成 26 年 10 月 1 日より前に 23 価肺炎球菌ワクチンを接種した者は対象外

(3) 方法・実施場所：福岡県内実施医療機関にて個別接種

(4) 自己負担額： ○インフルエンザ：1,500 円

○肺炎球菌：2,400 円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料（インフルエンザ、肺炎球菌共通）

(5) 実績：

項目	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)
インフルエンザ	14,602	7,757 (20)	53.1	14,568	8,199 (15)	56.3	15,242	10,191 (27)	66.9	15,281	8,759	57.3	15,155	8,764 (14)	57.8
肺炎球菌	3,376	1,578 (0)	46.7	2,082	628 (0)	30.2	1,917	639 (1)	33.3	2,013	595	29.6	1,842	460	25.0

* () は 60～65 歳未満の接種者の実数

(6) 評価・考察：

肺炎球菌の全体的な接種率は 25.0% で前年度より低下していますが、新規の 65 歳だけの接種率は 46.3% と平成 30 年度以前の接種率とほぼ変わらない状況です。令和 4 年度の 70 歳以上の節目の対象者は平成 29 年度の未接種者ですが、平成 29 年度は接種率が 49.0% と一番高くなっていたため、本来の接種希望者は接種していたと考えられます。平成 29 年度の接種率と令和 4 年度の接種率で総合的にみると、ほぼ増減はないのではないかと考えられます。

インフルエンザについては、新型コロナワクチンと同時に接種が認められましたが、同時に接種する方はほとんどなく、インフルエンザ接種を 10 月に早めて、新型コロナの 5 回目を接種された方が多かったようです。インフルエンザとコロナの同時流行が懸念され、インフルエンザの予防接種期間の延長について通知が出されことをふまえ、2 月末まで延長しましたが、接種率向上に大きな影響はありませんでした。

(7) 令和5年度の取り組み：

肺炎球菌ワクチンは、今年度も対象者へは「接種券」を送付し、接種勧奨を継続します。

3) 風しん予防接種助成事業

(1) 目的：妊婦が風しんに感染すると目や耳、心臓に障がいを持った先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があるため、妊婦の風しん感染予防を目的に予防接種の助成を行います。

(2) 対象：風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でない者で以下の該当者

[女性] 妊娠を希望する者、妊娠する可能性の高い者（ただし妊娠中の者、妊娠の可能性のある者を除く）

[男性] 妊婦（妊娠希望者）の配偶者（パートナー含む）または同居者（生活空間を同一にする頻度が高い家族など）

*この制度で抗体価が十分でないとは、HI 価 16 倍以下、EIA 価 8 未満。

(3) 方法・実施場所：嘉麻市、飯塚市、桂川町の指定医療機関にて個別接種

(4) 自己負担額：MR ワクチン（麻しん風しん）：4,065 円

風しんワクチン：501 円 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料。

(5) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
MR ワクチン	27	23	23	30	21
風しんワクチン	17	10	3	8	3
計	44	33	26	38	24

(6) 評価・考察

市内の産科医療機関において、産後の健診で抗体価が低かった妊婦に対し、予防接種を勧める取り組みをされる等ご協力いただいておりますが、接種者数に経年的な変化はなく、今年度はやや減少しています。

(7) 令和5年度の取り組み

風しんの予防、感染の拡大防止には、予防接種が効果的であるため、令和4年度も引き続き、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時、赤ちゃん訪問時などの機会をとらえて、普及啓発を行い、接種勧奨に努めます。

4) 風しん追加的対策

(1) 目的：平成30年7月以降、風しんの患者数が増加していることから、国は予防接種法を改正し、これまで公的に風しんの予防接種を受ける機会がなく、特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、平成31年からの3年間と令和4年からのさらに3年間において、風しんの追加的対策（風しん第5期定期予防接種）を実施することになりました。

(2) 対象：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

(3) 方法・実施場所：

- 市から抗体検査と予防接種のクーポン券を発行し対象者へ送付
- 対象者は、クーポン券を持参し、医療機関、職場の健診等で抗体検査を受検
- 抗体価が低い場合に予防接種を実施
- 風しん追加的対策事業を行っている全国の医療機関で抗体検査及び予防接種を実施

(4) 周知方法：対象者へのクーポン券・案内の発送、広報紙やホームページへの掲載、新庁舎前のデジタルサイネージ（令和2年度に実施）などにより周知しています。

(5) 実績： (単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
抗体検査	476	31	149
予防接種	118	12	43

※予防接種は、抗体検査受検後抗体価が低い場合に実施。

(6) 評価・考察

事業が3年間延長され、令和6年度まで接種が可能となったため、令和3年度は対象者に対して、有効期限を延長したクーポン券を再度送付し、令和4年度には未受診者に対して接種勧奨のハガキを郵送しました。広報紙やホームページ等で啓発を行ったことで、検査数・接種者数はともに増加しました。

(7) 令和5年度の取り組み

今後も引き続き、広報紙やホームページでの啓発に努めるとともに、職場健診等を積極的に活用し抗体検査が実施できるよう、市の総合がん検診申込者への通知文に啓発チラシを同封する等、働きかけを工夫しながら啓発を行います。また、風しんに感染することや妊婦が感染することで生まれてくる赤ちゃんへの影響などについて説明等、効果的な周知啓発に努めます。

5) 造血細胞移植後の再接種助成事業 (令和2年度より実施)

(1) 目的：骨髄移植等による造血幹細胞の移植により、すでに接種していた定期予防接種の予防効果が低下や消失したことで、任意によるワクチン再接種が必要であると医師が認めた人に対し、被接種者及びその保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生等を予防するため、再接種に係る費用の助成を行います。

(2) 対象：助成の対象者は、次のすべてに該当する人です。

- 費用助成の認定申請をする日および再接種を受ける日において市に住所を有する人
- 造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種（A類疾病）の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める人
- 再接種を受ける日において20歳未満の人
- 令和2年7月1日以降に再接種を行う人

(3) 助成額：市から認定を受けた再接種について、再接種にかかった費用を助成。

※市の定期予防接種委託料が上限。

(4) 実績：令和3年度、令和4年度は助成実績なし

(5) 評価・考察

令和2年7月から制度を開始し、助成に対する相談、認定申請はあったものの、助成にまでは至っていません。対象となる症例が少ないものの、該当となるケースがあるため、引き続き助成できる体制が必要であると考えます。

(6) 令和5年度の取り組み

制度についての周知を行うとともに、助成の手続きがスムーズに進むよう努めます。

第4章 健康増進事業

1. 健康教育

(目的) 生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的としています。(健康増進事業実施要領)

<根拠法令>健康増進法第17条第1項

1) 稲築保健センター運動指導

(1) 目的：身体活動や運動についての意識や態度を向上させることを目的としています。

(2) 対象：嘉麻市民（嘉麻市外でも利用可）

(3) 内容：稲築保健センター2階健康増進室の運動器具を使って運動習慣を身につけます。

また、運動指導士による個別の運動指導や相談を週2日実施し、個別に安全で効果的な運動指導や集団での運動教室を行っています。

○事業委託先：福岡労働衛生研究所

(4) 周知方法：保健だより、広報、特定健診結果説明時案内

(5) 実績：

(ア) 稲築保健センター健康増進室利用者（延人員）

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後8時

(単位：人)

年齢 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10歳代	0	3	1	0	0
20歳代	4	11	2	0	0
30歳代	3	28	111	41	2
40歳代	40	19	3	3	11
50歳代	231	169	57	130	159
60歳代	3,833	2,368	854	1,087	1,108
70歳代	2,497	2,647	1,507	2,078	3,012
80歳以上	984	844	687	538	720
男性	2,253	1,704	1,201	1,435	1,450
女性	5,339	4,383	2,021	2,442	3,557
計	7,592	6,087	3,222	3,877	5,007

(イ) 稲築保健センター健康増進室

運動指導士在室時間（火曜日・木曜日:午前9時30分～午後4時30分）

① 新規利用者数

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
84	74	36	44	57

②15分教室参加者（延人員）（運動指導士来庁時火・木曜日に実施）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止していた10:30、13:30、14:30からのステップ台やバランスボールを使ったミニ運動教室を再開しました。

（単位：人）

年度 \ 年齢	39歳以下	40～64歳	65歳以上	男性	女性	計
平成30年度	2	287	2,016	515	1,790	2,305
令和元年度	15	144	1,852	383	1,628	2,011
令和2年度	実施せず					
令和3年度	未把握			166	362	528
令和4年度	2	165	1,660	506	1,321	1,827

(6) 考察・評価：

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による、健康増進室や15分教室の利用制限がなかったため、利用者数は徐々に回復しました。年代別では70歳代の利用者は、過去5年間で最も多い状況です。団塊世代の70歳代への以降による影響と考えます。健康増進室利用者の36%の方が15分教室を利用しており、15分教室の利用や健康運動指導士の在室日の利用を希望される方が多くなっています。

(7) 令和5年度の取り組み：

広報や保健事業を活用し健康増進室の周知を図り、新規利用者や利用を中止している方の再開の掘り起こしを行います。引き続き感染防止策の徹底に努めます。

2) 健康度測定

(1) 目的：自分自身の健康度を確認し、身体活動量を増加する動機づけを行い、行動変容を促していくことを目的とします。

(2) 対象：20歳以上の市民（1回の定員45名）

(3) 内容：体成分分析、運動機能検査を実施し、後日、結果説明会にてロコモ予防を目的とした健康教育、健康増進室の見学を行う。

(4) 周知方法：広報、チラシの配布、個別通知

(5) 実施場所：稲築保健センター

(6) 実績：

（単位：人）

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	2回	2回	1回	1回	2回
参加人数（健康度測定会）	87	78	71	39	117
（結果説明会）	46	37	20	32	29
（増進室体験利用）	15	17	9名見学 4名利用	2	6

(7) 考察・評価：

参加者の運動習慣への動機づけ、日ごろの運動の効果の確認や、健康増進室の新規利用者に繋げることを目的に2回実施しました。2回目の実施については、福岡県が実施する『運動機器を活用した健康づくり活動支援事業』を活用し、嘉麻市職員の昼休憩を利用した教室参加も促しました。この教室がふくおか健康ポイントアプリの新規登録者を獲得する機会にも繋がっています。

(8) 令和5年度の取り組み：

今年度は福岡県が実施する「運動機器を活用した健康づくり活動支援事業」の活用が難しいため1回の実施を予定しています。市民から日曜実施の要望があり、検診日等との同日実施により、普段保健事業の利用が困難な年代の参加に繋げたいと考えます。

3)腎の教室(優腎会)

(1) 目的：CKD（慢性腎臓病）患者に病態や検査等、自己管理能力の育成と低蛋白食の定着を目的としています。

(2) 対象：慢性腎不全患者であって、人工透析導入前の者

(3) 内容：感染予防対策として教室形式から個別相談形式に変更して実施

(4) 周知方法：電話での個人案内

前年度の教室参加者、特定健診結果等で腎機能について定期的な保健指導を必要とする方

(5) 実施場所：自宅訪問もしくは庁舎での面談

(6) 実績：

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	5回	5回	個人面談	個人面談	未実施
実人員(※)	21人	20人	17人	3人	
延人員(※)	78人	58人	17人	4人	

(※) 実人員・延べ人員には家族の参加も含む。

(7) 考察・評価：

特定健診保健指導事業の市民課医療保険係への移管や利用者ニーズの変化に伴い、腎の教室としての個別対応を終了しますが、今後も生活保護者の健康診査の結果や協会けんぽ健診の結果などからの相談に対しては、随時対応を行っていきます。

4) 男性料理教室

(1) 目的：高齢者の肥満や低栄養が課題となっている中、毎日の食事に困っている独居の高齢者等の男性が、自ら健康に気を配り、元気に暮らすことができるよう自立支援と生活習慣病予防を目的としています。

(2) 対象：料理初心者の男性

(3) 内容：生活習慣病と食事の講話及び調理実習

(4) 実施場所：夢サイトかほ

(5) 周知方法：保健だより、広報、個人通知、健康アプリ、口コミ

(6) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	6回	4回	4回	5回	6回
実人員	14名	14名	7名	9名	13名
延人員	62名	46名	22名	31名	59名

(7) 考察・評価

教室への参加理由は、「興味があった」が一番多く、次いで「食事面や健康面で気になることがあった」という意見が多くみられました。昨年、一昨年と、新型コロナウイルスの感染状況により、教室の開催が左右されましたが、令和4年度は全6回すべてを実施することができ、参加延べ人数も、コロナ禍前程度まで回復することができました。

(8) 令和5年度の取り組み

令和5年度も、引き続き事業を展開します。参加者の募集としては、参加がしやすくなる65歳の男性に個人通知を実施します。

5) 健康プラス教室

(1) 目的：生活習慣病予防の発症と重症化を予防するための生活習慣の改善として、主に身体活動量の増加と野菜摂取量を増加させることを目的としています。

(2) 対象：嘉麻市民

(3) 内容：年間1回の集団教育を実施します。

(4) 実施場所：山田市民センター

(5) 周知方法：広報、特定健診保健指導時にチラシ配布、健康アプリ通知
〈個人通知対象者〉

令和3年度健診受診者のうち66歳、67歳 187名
65歳の男性 245名 計 431名

(6) 実績：

(単位：人)

年度		回数			計
		1回	2回	3回	
平成30年度	参加人数	15	26	23	64
令和元年度	参加人数	18	中止		18
令和2年度	参加人数	18	8		26
令和3年度	参加人数	20			20
令和4年度	参加人数	29			29

(7) 考察・評価：

教室内容は、例年通り血管年齢測定、体組成測定を実施し、参加者の意識向上を図りました。ヨガ体験では日常生活の合間に気軽に身体活動量を上げられるコツをつかめたのではないかと考察します。この教室を通して、日々の運動量について見つめ直すことで、現状と向き合い、生活習慣の改善に繋げるきっかけとなったとの意見を聞くことができました。また、ベジタブルランチの試食は昨年までコロナ禍で一部縮小した形で制限をかけながらの実施でしたが、令和4年度は試食会場を2つに分け、全員が同じ方向を向いてスクール形式で黙食し実施しました。参加者アンケート結果では、1日1時間程度の身体活動量がない方が5割、野菜摂取量が目標の350gの半量以下の方が6割でした。

(8) 令和5年度の取り組み：

引き続き事業を実施します。

6) 朝食・野菜摂取促進事業(令和5年度開始事業)

(1) 目的：保健計画のアンケート調査の結果から若年層の朝食欠食、それに伴う野菜摂取量の不足といった食生活上の課題が見えてきたことから、若年者が多く受診する総合検診日の会場を活用し、手軽に摂取できる商品を紹介し、行動変容の動機づけを行います。

- (2) 内容：総合検診の日のうち、若年層が多く受診する日及び、協会けんぽ健診とがん検診の同時実施日の2日間に、試食品（グラノーラまたはスムージ）の提供と共に管理栄養士による栄養指導を行います。

※グラノーラ：シリアル食品の一種。ローストしたオートミール（オーツ麦を脱穀して調理しやすく加工したもの）にナッツ、ドライフルーツなどを混ぜ、はちみつや砂糖で甘みをつけたもの。食物繊維や鉄分が豊富。

※スムージ：氷や凍らせた野菜、果物をミキサーにかけた飲み物。

7) 出前講座

- (1) 目的：地域の公民館等に出向き、介護予防及び生活習慣病予防・重症化予防についての普及啓発を目的としています。
- (2) 対象：嘉麻市民
- (3) 内容：5人以上集まる公民館等で、申請により集団健康教育を実施します。高齢者相談支援センター係と協働し、健康課は生活習慣病、心の健康及び食事についてのテーマを担当しました。
- (4) 実施場所：各公民館等
- (5) 周知方法：保健だより、令和3年度利用団体代表者へ高齢者介護課を通じて通知
- (6) 実績：

内容 \ 年度	令和元年度 参加延人数（回数）	令和2年度 参加延人数（回数）	令和3年度 参加延人数（回数）	令和4年度 参加延人数（回数）
生活習慣病予防	297人（13回）	65人（6回）	14人（2回）	108人（8回）
高齢者とうつ病	72人（5回）	41人（3回）	33人（1回）	75人（7回）
食事は健康のもと	194人（17回）	33人（3回）	93人（9回）	86人（7回）

(7) 考察・評価：

令和3年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、生活習慣病予防、食事の内容については市民課医療保健係が、高齢者とうつ病については健康課が実施しました。

新型コロナまん延防止措置期間中による事業中止も一部ありましたが、事業回数・人数共に回復しています。

(8) 令和5年度の取り組み

高齢者の健康づくりに役立つ内容について普及啓発していきます。

2. 健康相談

1) 健康相談

- (1) 目的：心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、健康に対する意識を高め家庭における健康づくりに役立てることを目的としています。

（健康増進事業実施要領） <根拠法令> 健康増進法第17条第1項

- (2) 対象：嘉麻市民

- (3) 実績：

①面談による健康相談

(単位：人)

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総合健康相談	～64 歳	174	129	195	127	24
	65 歳～	257	240	62	69	11
骨粗しょう症	～64 歳	24	18	16	21	11
	65 歳～	42	111	36	63	70
病態別	～64 歳	135	59	0	0	11
	65 歳～	312	34	48	6	16
合計		944	591	357	286	143

※健康増進法の健康相談の対象者が 40～64 歳となっているため、65 歳以上と分けての集計を行っています。

②電話による健康相談

年度	39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	計
平成 30 年度	7 人	118 人	291 人	416 人
令和元年度	20 人	151 人	285 人	456 人
令和 2 年度	26 人	178 人	558 人	762 人
令和 3 年度	0 人	5 人	58 人	63 人
令和 4 年度	26 人	17 人	54 人	97 人

(4) 考察・評価：

健康教育時などを利用し、希望者には健康相談を実施しました。また、骨粗しょう症検診時には、栄養指導の場所を設け、要精密者を中心に指導事業を行いました。

若年健診後の保健指導については、日中に面接することが困難なため、電話での相談などを実施しました。令和 3 年度は緊急事態宣言で稲築保健センターの健康増進室を閉鎖していた時期があり、その分健康相談といった形で対応していたため、利用者数が多くなっていました。令和 4 年度は通常通り健康増進室で対応したため、健康増進室の実績で計上しています。

特定健診保健指導が医療保険係に移行となったため、健康課での相談対象者が国保以外の方となり利用者数が減少していますが、その分精神保健に関する相談が増えている状況です。

(5) 令和 5 年度取り組み：

健康教育や検診場面を活用し、いろんな場で必要に応じ相談事業を行っていきます。

2) 血圧手帳の交付・血圧計の貸し出し

(1) 目的：市民自らが家庭血圧を測定し、健康管理に役立てることを目的としています。

(2) 対象：嘉麻市民

(3) 内容：希望者に家庭自動血圧計の貸し出しを行い、適正な測定方法や基準値等の保健指導を行います。

(4) 実績：

(単位：人)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
手帳交付数	136	136	91	21	35
血圧計貸出数	13	19	14	5	3

(5) 考察・評価：

令和3年度から、市民課医療保健係と健康課の窓口で配布を行っています。令和3年度から特定保健指導後の血圧計貸出しは医療保険係で実施しているため、健康課での貸出しが減少していますが、毎年、広報5月号で家庭血圧測定の普及啓発を実施しています。

(6) 令和5年度の取り組み：

日本高血圧学会が制定した「高血圧の日（毎年5月17日）」に合わせて、嘉麻市役所1階ロビーにて、展示品（塩分量など）やパンフレットを活用した啓発普及活動を実施します。

3) 減塩モニタ(塩分摂取量簡易測定器)貸出及び減塩指導

(1) 目的：生活習慣病の発症と重症化を予防するため、自分自身で1日の塩分排泄量を把握し、健康管理に役立てることを目的に減塩モニタの貸出を行います。

(2) 対象：嘉麻市民

(3) 内容：減塩モニタを1週間貸出して、1日の塩分排泄量の測定を行います。貸出し前と貸出し後において塩分チェックリストを記載してもらい、指導を行っていきます。

(4) 実績：

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	29人	17人	22人	6人	15人

(5) 考察・評価：

令和3年度から、市民課医療保健係と健康課の窓口で貸出事業を行っています。今回の実績には、健康課窓口で貸出し分を計上しています。広報や健康アプリのお知らせをみて貸出しを希望された方や、リピーターも多く見られました。

(6) 令和5年度の取り組み：

引き続き周知活動を行っていきます。

4) 肺年齢測定

(1) 目的：慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を行います。また、肺年齢測定を通してCOPD早期発見・早期治療につなげるとともに、喫煙者については禁煙の動機付けとなるよう支援します。

(2) 対象：COPD問診票において4ポイント以上（COPDの可能性あり）となった方
（3ポイント以下の人でも喫煙者は禁煙の動機づけのため実施しています）

(3) 内容：がん検診や若年健診会場や健康課窓口において、肺チェッカー（簡易肺年齢測定機）を利用して、肺年齢を測定します。

(4) 実績：

（単位：人）

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	81	79	未実施	未実施	未実施

(5) 考察・評価：

新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、検診会場での肺年齢測定は実施しておりません。

(6) 令和5年度の取り組み：

事業は再開しますが、新型コロナウイルス感染予防の観点から、検診会場での肺年齢測定は引き続き見合わせます。

5) 血管年齢測定

(1) 目的：生活習慣病の発症予防を測るため、血管年齢測定を通じて、健康づくりの必要性について理解を深めてもらうための情報提供やアドバイスを行います。

(2) 対象：各種教室参加者における測定希望者

(3) 内容：BCチェッカー（末梢血液循環測定）を利用した血管年齢測定を実施します。

(4) 実績： (単位：人)

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	504	55	46	59	58

(5) 考察・評価：

健康プラス教室及び健康度測定結果説明会の参加オプションとしても事業を実施しました。血管年齢測定が目的であった方も多く、健康づくりの動機付けや意識の向上に繋がったと思われます。

(6) 令和5年度の取り組み：

引き続き、教室参加オプションとして事業を継続します。

6) 体組成測定

(1) 目的：生活習慣病の発症予防を測るため、体組成測定を通じて、健康づくりの必要性について理解を深めてもらうための情報提供やアドバイスを行います。

(2) 対象：各種保健事業における測定希望者

(3) 内容：デュアル周波数体組成計を利用した体組成測定を実施します。

(4) 実績： (単位：人)

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	484	61	26	20	29

(5) 考察・評価：

各種検診教室参加オプションとして事業を実施しました。各種教室や申告会場における健康相談が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、実施者数が減少しています。実施した中では、筋肉量や内臓脂肪量に合わせたアドバイスができ、まだ健診データ等に異常がない若年者にも、健康づくりの動機付けや意識の向上に繋がったと思われます。

(6) 令和5年度の取り組み：

引き続き、各種保健事業において参加オプションとして事業を継続します。

3. 訪問指導

(1) 目的：療養上の保健指導が必要であると認められるもの及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的としています。(健康増進事業実施要綱) <根拠法令>健康増進法第 17 条第 1 項

(2) 対象：嘉麻市民

(3) 実績： (単位：人)

内容	年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
要指導	～64歳	65	74	89	107	27	47	21	27	25	29
	65歳～	161	199	225	272	39	38	5	9	7	12
閉じこもり	～64歳										
	65歳～										
合計		226	273	314	379	66	85	26	36	32	41

※健康増進法の訪問指導の対象者が40～64歳となっているため、年齢を分けて集計を行っています。

※認知症に関しては、ほとんどが65歳以上の方で精神保健福祉の訪問指導で計上しています。

(4) 考察・評価：

特定健診保健指導が保健医療係に移行したこともあり、健康課としての訪問指導件数訪問指導件数は減少しています。精神保健に関する訪問は、第7章の精神保健事業にて掲載しています。

(5) 令和5年度の取り組み：

年度に引き続き、希望者には自宅へ訪問し指導・支援を行っていきます。

4. 健康診査

1) 健康診査

(1) 目的：心臓病、脳卒中等の循環器疾患を早期発見し、保健指導及び栄養指導が必要な方に適切な指導を行うことで生活習慣の改善や適切な治療に結びつけることを目的にします。

(2) 対象：①嘉麻市民で40歳以上の生活保護受給者

②医療保険者が実施する特定健診の対象とならない方

(3) 実施内容：

(ア) 方法：集団健診…年22回実施（市内4ヶ所にてがん検診等と同時実施）

(イ) 内容：①健診項目…身体計測・尿検査・血圧・血液検査・心電図検査・診察

②保健指導：有所見者に保健指導を実施します。

(4) 実績： (単位：人)

内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施日数	24日	24日	20日	22日	22日
受診者数	11	19	24	23	27
保健指導数(内特定)	5(1)	3(3)	12(8)	4(0)	23(9)

(5) 考察・評価：

令和3年度から保護課が「生活保護受給者に係る健康管理支援実施要領」に基づき、健診の受診勧奨・保健指導を外部委託しています。外部委託されていない対象者については健康診査の特定保健指導は、面談もしくは電話で実施しました。

(6) 令和5年度の取り組み：

今年度は健康課で保健指導を実施します。保健指導の外部委託事業者と情報共有、役割分担を行い実施していく予定です。

2) 肝炎ウイルス検査

- (1) 目的：肝炎対策の一貫として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ります。

(肝炎ウイルス検査実施要領)

＜根拠法令＞ 健康増進法第 19 条の 2 健康増進法施行規則第 4 条の 2

- (2) 対象：40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳で過去に検査を受けたことのない者
 (3) 検査内容：血液検査
 (4) 検診料：無料
 (5) 受診方法：市が行う集団検診

(6) 実績：

(単位：人)

内容		年度				
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対象者数		3,290	3,229	2,992	2,869	2,763
受診者数	B 型と C 型両方	256	198	219	203	173
	B 型のみ	0	0	0	0	0
	C 型のみ	0	0	0	0	0
受診率 (%)		7.8	6.1	7.3	7.1	6.3
C 型	判定①	0	1	2	3	1
	判定②	0	0	0	0	0
	判定③	1	0	1	1	0
	判定④	3	0	1	1	0
	判定⑤	252	197	215	198	172
B 型	陽性	1	3	2	2	2
	陰性	255	195	217	201	171

※C 型肝炎ウイルス検査の結果に関しては、判定①と②が「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」ため要精密の対象になります。

(7) 考察・評価：

対象者には、全員に 5 月に個人通知を行い、12 月に受診率の低い年齢に未受診者への勧奨通知を実施しました。40 歳以外は未受診者への再三の通知となっているため、受診率としては低下しています。

節目対象年齢以外の希望者に関しては、福岡県が無料で実施している肝炎ウイルス検査のほうを紹介するなどに対応しました。

(8) 令和 5 年度の取り組み：

引き続き、対象者へは個人通知、及びがん検診申込時の受診勧奨を行います。

3) 骨粗しょう症検診

- (1) 目的：骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的としています。(健康増進事業実施要領)

＜根拠法令＞健康増進法第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2

- (2) 対象：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性
 (3) 検査内容：レントゲンによる手の骨量測定
 (4) 受診方法：集団検診
 (5) 自己負担金：500円

- (6) 実績： (単位：人)

内容		年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数		4回	5回	4回	5回	5回
受診者 年齢 区分	40歳	15	10	5	8	10
	45歳	6	4	3	4	5
	50歳	10	7	8	4	13
	55歳	24	10	20	18	25
	60歳	30	25	36	29	24
	65歳	41	20	49	46	55
	70歳	89	90	42	76	66
計		215	166	163	185	198
結果	異常なし	83	55	51	65	84
	要指導	60	34	44	51	42
	要精密	72	77	68	69	72

※Tスコア(20～44歳の女性の骨密度平均との比較)結果

90%以上を異常なし・80%以上90%未満を要指導・80%未満を要精密

- (7) 考察・評価：

閉経後に骨密度が低下する傾向にあるため、閉経後の55歳、60歳、65歳、70歳に個人通知を実施しました。

要精密者にはFRAXによる今後10年以内に骨折するリスクを%で算出し、受診勧奨及び生活指導を行い、その後受診の確認を行いました。数字によって自分の状態を知ること、精密検査受診率が向上しています。

- (8) 令和5年度の取り組み：

受診率向上及び骨粗しょう症予防の観点から、昨年と同じ年齢の方に個人通知を行います。本年度も引き続き、指針に基づき検診及び指導を行います。また、受診勧奨時の保健指導の技術・知識向上のための研修会を実施し、指導スタッフの意識向上を図ります。

4) 若年健診

- (1) 目的：若年期の生活習慣病の早期発見と共に、保健指導によって健康意識の向上を図ります。
 (2) 対象：20～39歳の嘉麻市民
 ○職場健診、学校健診を受ける機会のない方
 ○治療中の方で健診項目に該当する検査を受けていない方

(3) 実施内容：(ア) 方法：集団健診…年 23 回実施

(イ) ①健診項目：身体計測・尿検査・血圧・血液検査・診察

②保健指導：有所見者に保健指導を実施します

(4) 実績：

(単位：人)

内容	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施日数		7 日	7 日	21 日	23 日	23 日
受診者		182	161	146	120	125
保健指導者数		33	28	24	13	25

(5) 考察・評価：

健診の案内通知は 30 歳代の一部と過去に健診履歴がある方に行っています。保健指導は電話でのアドバイスと資料送付で対応しています。

(6) 令和 5 年度の取り組み：

20～30 代では男性の受診者の有所見割合高く、メタボリックシンドロームの早期介入が必要な年代です。健診データを基にした健康管理の必要性や生活習慣における課題に気づき、行動変容に繋がられるように支援を行います。

5. 歯科検診

(1) 目的：幅広い世代の口腔保健意識の向上を図り、歯の喪失を予防することを目的とします。

(2) 対象：20～74 歳の嘉麻市民（歯周疾患検診の対象者は除く）

(3) 内容：歯科診察、歯科指導（受診勧奨、歯科清掃器具の紹介等）

要精検の方には半年後、電話で受診状況の確認を行なっています。

(4) 実施方法：市で行う集団検診で年 1 回実施

(5) 検診料：無料

(6) 実績：

内容	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施日数		1 日	1 日	1 日	1 日	1 日
受診者		42 人	25 人	30 人	31 人	58 人

検診結果

内容	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
むし歯がある人の割合		8 人 (19%)	2 人 (8.0%)	6 人 (20.0%)	4 人 (12.9%)	2 人 (3.4%)
歯周病による歯肉の炎症がある人の割合		7 人 (16.7%)	10 人 (40%)	14 人 (46.7%)	11 人 (35.5%)	11 人 (19.0%)

(7) 考察・評価：

「いいな、いい歯」週間に合わせ、例年秋の総合検診の日程から、日曜に実施しています。今年度の受診者は 58 人（20～30 代 19 人、40 代 10 人、50 代 10 人、60 代 13 人、70 代 6 人）でした。

すべての年代で受診者が増加しましたが、20～30 代の女性の受診者が大幅に増加しました。若年健診の受診勧奨通知に歯科検診をわかりやすく周知したことが最も受診者増につながったと考えられます。検診結果は例年よりも口腔状態が良い方が多く、むし歯（3.4%）、歯周病（19.0%）でした。歯科衛生士による受診勧奨と普段から歯磨きに加え、歯間ブラシやデンタルフロスの等使用もサンプルを提供し推奨しています。飯塚歯科医師会より歯ブラシや歯周病に関するパンフレットを提供いただき、受診者に歯周病予防について啓発を行うことができました。

(8) 令和5年度の取り組み：

今年度も総合検診の1回に日程を設定し、引き続き事業を実施します。

6. 歯周疾患検診（令和元年度から実施）

- (1) 目的：将来的な歯の喪失につながる歯科疾患の早期発見及び口腔保健意識の向上を図り、市民の健康水準の向上に資すること、および高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるように、歯の喪失を予防することを目的とする。

〈根拠法令〉健康増進法第19条の2、歯科口腔保健の推進に関する法律

- (2) 対象：40歳、50歳、60歳、70歳
 (3) 内容：問診、口腔内検査、歯科保健指導
 (4) 実施方法：飯塚歯科医師会登録歯科医院で年1回（個別検診）
 (5) 検診料：自己負担500円
 (6) 実績：

内容		年度			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診率		3.0%	8.1%	7.0%	7.8%
受診者年齢	40歳	2	21	19	26
	50歳	3	19	30	27
	60歳	22	53	39	43
	70歳	37	77	59	56
合計		64	170	147	152
結果	異常なし	11 (17.2%)	34 (20.0%)	26 (17.7%)	25 (16.4%)
	要指導	33 (51.6%)	20 (11.8%)	18 (12.2%)	32 (21.1%)
	要精密	11 (17.2%)	116 (68.2%)	103 (70.1%)	95 (62.5%)

(7) 考察・評価：

今年度検診対象者1,948人中、151人の受診で、受診率は7.8%でした。年代別の受診率では、40歳6.7%、50歳6.5%、60歳9.6%、70歳8.1%で、受診者数は70歳が最も多い状況ですが、受診率は60歳（9.6%）が最も高い状況です。今年度再勧奨通知の対象を40歳と50歳にしました。新たに通知をした40歳については5.3%から5.9%と若干増加しましたが、50歳の受診率については6.9%から6.5%に低下しました。

昨年度と同様に要指導及び要精密者の割合は約8割を占めていましたが、要精検者の割合は7.6%低下し、要指導者の割合が8.9%増加していました。要精密者の内容としては、歯周病の進行による割合が多くなっていました。

(8) 令和5年度の取り組み：

未受診者の受診勧奨において、60歳になると定期的に歯科医院でのメンテナンスを行っている方の割合が高い状況も把握できましたので、今年度も40歳と50歳へ再勧奨通知を郵送する予定です。

第5章 各種がん検診及び結核検診事業

1. 各種がん検診

1)がん検診内容及び受診者数

(1) 目的：早期発見・治療により、がんの死亡率を減らすことを目的としています。

＜根拠法令＞健康増進法第19条の2

(2) 各種がん検診の概要

検診項目	検診内容（注意事項）		対象者	検診料
胃がん	集団	胃エックス線検査	40歳以上	900円
	個別	胃透視または胃カメラ	40歳以上で身体の障害のため集団検診を受けること	3,100円
子宮頸がん	集団	頸部細胞診	20歳以上の女性で偶数歳	600円
	個別	個別希望は有松病院のみ		1,000円
乳がん	集団	マンモグラフィ	40歳以上の女性で偶数歳	800円
	個別	個別希望は嘉麻赤十字病院のみ		1,000円
大腸がん	便潜血反応検査		40歳以上	600円
肺がん (喀痰検査)	胸部エックス線検査 (問診の結果50歳以上で必要と認めただけの場合のみ 喀痰検査を実施)		40歳以上	200円 (別途600円)
前立腺がん	P S A検査		50歳以上の男性	400円
口腔がん	専門医による問診・視診		40歳以上	500円

(3) がん検診普及の取り組み

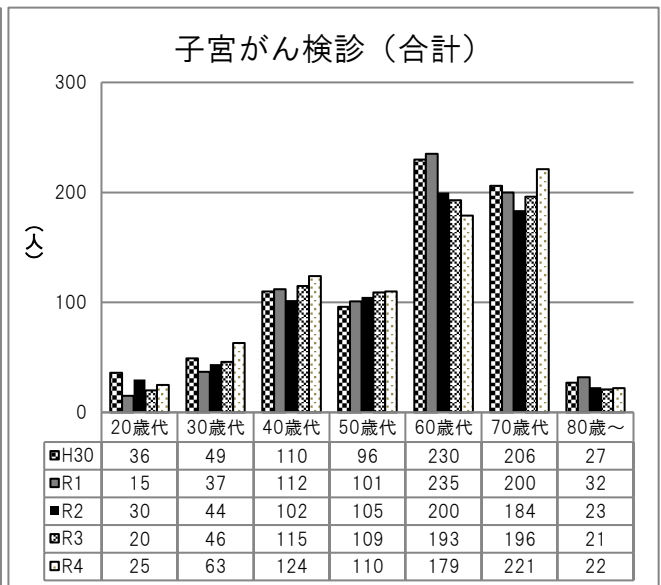
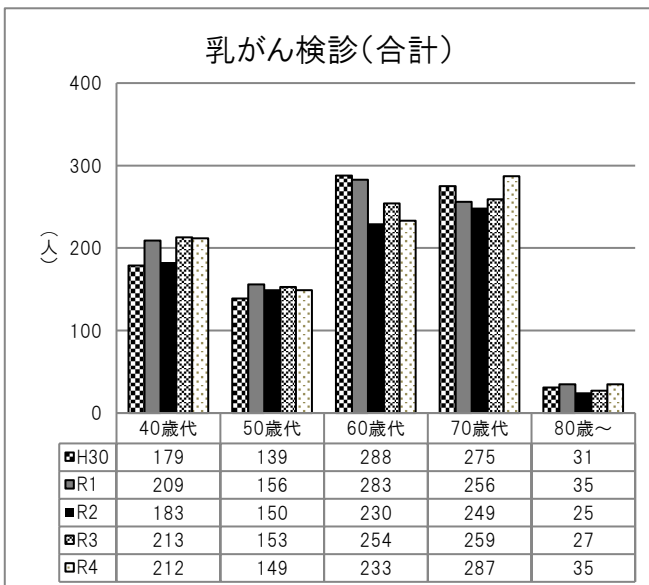
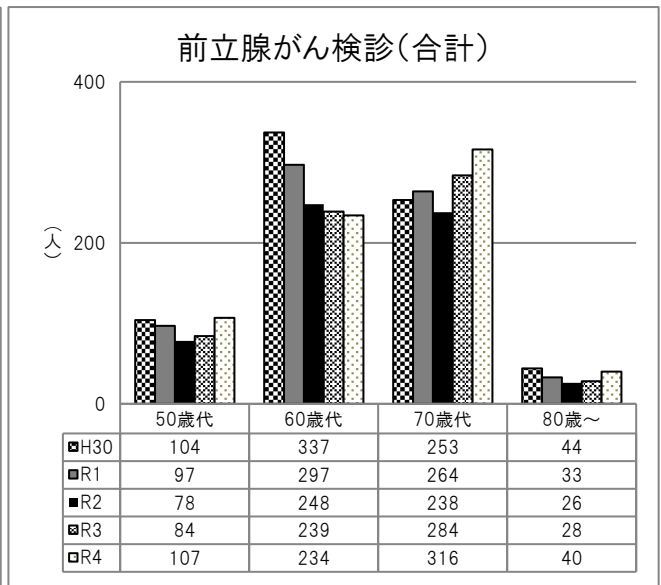
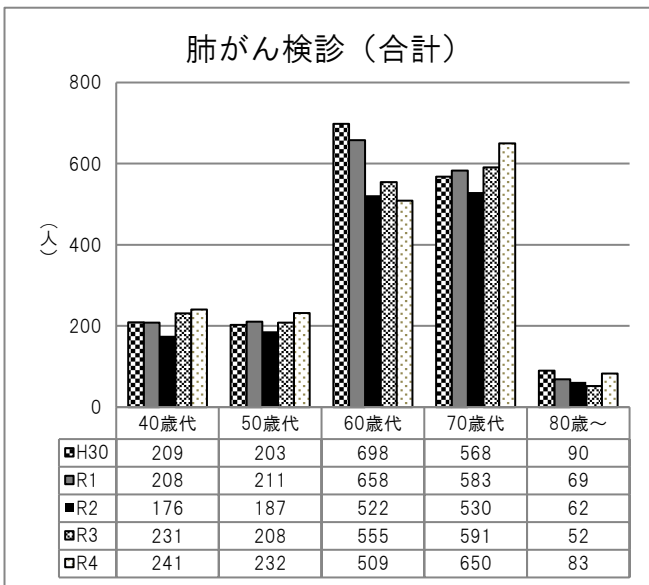
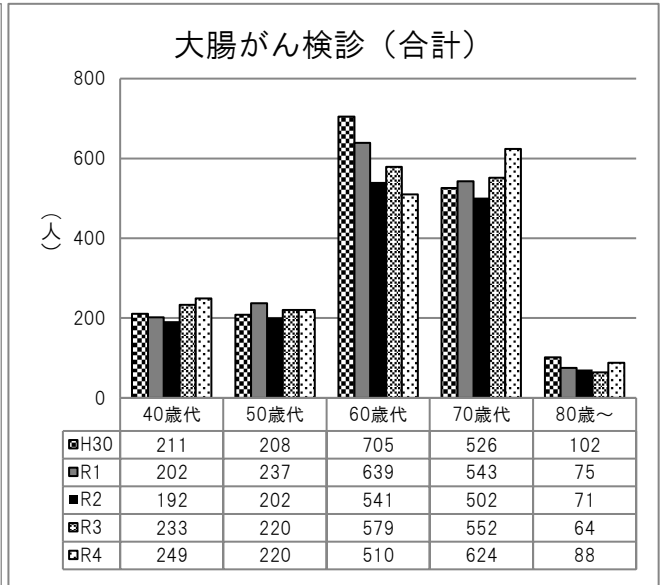
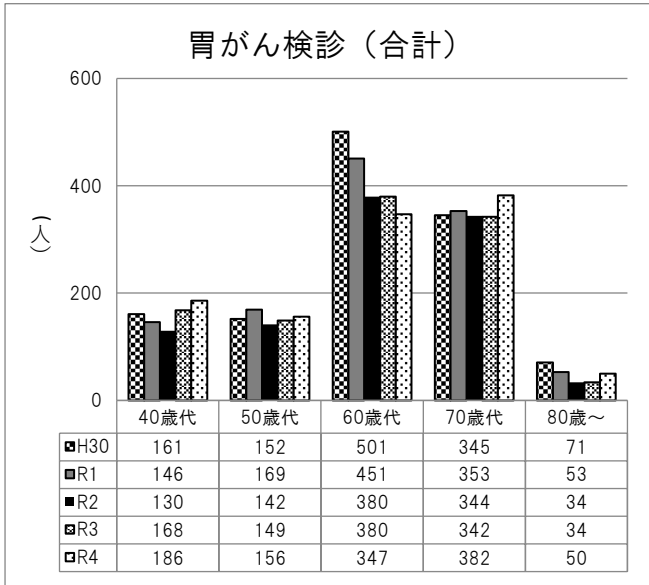
9月の生活習慣病予防週間には、本庁にて啓発用チラシ・クリアファイル設置しました。

今年度は広報かま10月号で肺がん検診にスポットを当てた特集記事を掲載しました。

(4) 各種がん検診受診者数推移（無料クーポン受診者含む）（単位：人）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人員	2,674	2,616	2,311	2,486	2,492
胃がん	1,230	1,172	1,030	1,073	1,121
子宮頸がん	754	732	688	700	744
乳がん	912	939	837	906	916
大腸がん	1,752	1,696	1,508	1,648	1,691
肺がん	1,768	1,729	1,488	1,637	1,715
前立腺がん	738	691	590	635	697

(5) 各種がん検診年齢別受診者数推移 (無料クーポン受診者含む)



(6) 各種がん検診結果の推移 (無料クーポン対象含む)

(注1) 対象者数について
 ○平成 28 年度からは、地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の対象者を使用し住民全体 (当該年度 4 月 1 日時点人口) とする。ただし、40~69 歳 (子宮頸がんについては 20~69 歳) の対象者数については (注 4) 参照。

(注 2) 子宮頸がん検診・乳がん検診受診率・胃がん検診受診率は、(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における 2 年連続受診者数」) ÷ 「当該年度の対象者数」×100 にて算出

(注 3) 胃がん検診受診率
 ○平成 29 年度 40~69 歳の受診率：受診者数÷対象者数×100 で算出
 ○平成 30 年度 40~69 歳の受診率：(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における 2 年連続受診者数」) ÷ 「当該年度の対象者数」×100 にて算出
 ○平成 31 年度 50~69 歳の受診率：(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における 2 年連続受診者数」) ÷ 「当該年度の対象者数」×100 にて算出

(注 4) 40 歳以上 (子宮頸がんは 20 歳以上) の受診率：(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における 2 年連続受診者数」) ÷ 「当該年度の対象者数」×100 にて算出 (当該年度 4 月 1 日時点人口)

(注 5) 国が対策型検診として推奨している、5 大がん (胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん) について、国・県へのがん検診実績報告は、対象者・受診者を 69 歳までとしていることから、平成 30 年度以降は実績値を合わせて事業評価を行う。対象者数については、補助金申請時 BCC 健康管理システムより算出した人口を使用する。

(ア) 胃がん検診

令和 5 年 5 月 30 日現在 (単位：人)

内容		年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施回数 (日)			23 日	25 日	21 日	24 日	23 日
(注 3) 50~69 歳	対象者数		15,971	10,555	10,025	9,587	9,297
	受診者数		814	531	522	529	503
	受診率 (注 3)		8.2%	7.9%	7.3%	7.8%	8.1%
40 歳以上	対象者数 (注 1)		25,921	26,244	26,003	25,699	25,438
	受診者数		1,230	1,172	1,030	1,073	1,121
	受診率		4.7%	4.5%	4.0%	4.2%	4.4%

【胃がん検診精密状況】

令和 5 年 5 月 30 日現在 (単位：人)

内容		年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
精密検査	要精密者数 (40 歳以上)		88	120	107	88	91	
	要精密率		7.2%	10.2%	10.4%	8.2%	8.1%	
	精検受診者数		85	108	99	79	60	
	未受診者数		2	6	0	0	0	
	未把握数		1	5	8	9	31	
	精検受診率		96.6%	90%	92.5%	89.8%	65.9%	
	検査結果	がんであった者		1	1	0	3	0
		がんの疑い または未確定		0	0	0	0	0
		がん以外の疾患		64	93	81	59	45
		異常なし		20	15	18	17	15

【第5章 各種がん検診及び結核検診事業】

(イ) 肺がん検診

令和5年5月30日現在(単位:人)

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(日)			23日	25日	21日	24日	23日
(注4) 40~69歳	対象者数		15,971	14,826	14,283	14,283	13,420
	受診者数		1,110	1,077	896	994	982
	受診率		7.0%	7.3%	6.3%	7.0%	7.3%
40歳以上	対象者数(注1)		25,921	26,244	26,003	25,699	25,438
	受診者数		1,768	1,729	1,488	1,637	1,715
	受診率		6.8%	6.6%	5.7%	6.4%	6.7%

【肺がん検診精密状況】

令和5年5月30日現在(単位:人)

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
精密検査	要精密者数		81	60	53	44	64	
	要精密率		4.6%	3.5%	3.6%	2.7%	3.7%	
	精検受診者数		74	59	47	41	45	
	未受診者数		0	0	0	0	0	
	未把握数		7	1	6	3	19	
	精検受診率		91.4%	98.3%	88.7%	93.2%	70.3%	
	検査結果	がんであった者		0	1	0	3	1
		がんの疑いまたは未確定		4	2	0	0	1
		がん以外の疾患		26	15	18	13	18
		異常なし		44	41	29	25	25

(ウ) 大腸がん検診

令和5年5月30日現在(単位:人)

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(日)			23日	25日	21日	25日	24日
(注4) 40~69歳	対象者数		15,971	14,826	14,283	14,283	13,420
	受診者数		1,124	1,078	935	1,032	979
	受診率		7.0%	7.3%	6.5%	7.2%	7.3%
40歳以上	対象者数(注1)		25,921	26,244	26,003	25,699	25,438
	受診者数		1,752	1,696	1,508	1,648	1,691
	受診率		6.8%	6.5%	5.8%	6.4%	6.6%

【大腸がん検診精密状況】

令和5年5月30日現在(単位:人)

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
精密検査	要精密者数		133	120	123	138	135	
	要精密率		7.6%	7.1%	8.2%	8.4%	8.0%	
	精検受診者数		113	98	105	118	84	
	未受診者数		8	8	1	0	0	
	未把握数		12	14	17	20	51	
	精検受診率		85.0%	81.7%	85.4%	85.5%	62.2%	
	検査結果	がんであった者		4	5	2	4	2
		がんの疑いまたは未確定		0	0	0	0	0
		がん以外の疾患		89	81	85	92	68
		異常なし		20	12	18	22	14

(エ) 前立腺がん検診

令和5年5月30日現在（単位：人）

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数（日）			20日	22日	18日	21日	20日
50歳以上	対象者数（注1）		9,415	9,449	9,406	9,358	9,286
	受診者数		738	691	590	635	697
	受診率		7.8%	7.3%	6.3%	6.8%	7.5%

【前立腺がん検診精密状況】

令和5年5月30日現在（単位：人）

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
精密検査	要精密者数		50	45	24	46	30	
	要精密率		6.8%	6.5%	4.1%	7.2%	4.3%	
	精検受診者数		37	33	17	37	12	
	未受診者数		1	0	1	0	0	
	未把握数		12	12	6	9	18	
	精検受診率		74.0%	73.3%	70.8%	80.4%	40.0%	
	検査結果	がんであった者		4	4	2	2	0
		がんの疑いまたは未確定		8	9	1	2	3
		がん以外の疾患		16	13	10	30	8
		異常なし		9	7	4	3	1

(オ) 乳がん検診

令和5年5月30日現在（単位：人）

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数（日）			17日	20日	17日	20日	20日
〈注4〉 40～69歳	対象者数		8,130	7,537	7,227	6,923	6,738
	受診者数		606	648	563	620	594
	受診率（注2）		15.6%	16.2%	16.2%	16.7%	17.6%
40歳以上	対象者数（注1）		14,471	14,633	14,418	14,205	14,036
	受診者数（視触診のみ）		912	939	837	906	916
	受診率（注4）		12.8%	12.4%	12.1%	12.3%	12.9%

【乳がん検診精密状況】

令和5年5月30日現在（単位：人）

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
精密検査	要精密者数		68	65	40	66	51	
	要精密率		7.5%	6.9%	4.8%	7.3%	5.6%	
	精検受診者数		66	59	35	62	38	
	未受診者数		2	1	0	0	0	
	未把握数		0	5	5	4	13	
	精検受診率		97.1%	90.8%	87.5%	93.9%	74.5%	
	検査結果	がんであった者		4	4	3	1	1
		がんの疑いまたは未確定		1	2	3	4	3
		がん以外の疾患		34	32	17	28	17
		異常なし		27	21	22	29	17

(カ) 子宮頸がん検診

令和5年5月30日現在（単位：人）

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数（日）			18日	20日	17日	20日	20日
(注4) 20～69歳	対象者数		11,340	10,543	9,826	9,704	9,359
	受診者数		521	500	481	483	501
	受診率（注2）		9.5%	9.7%	10.0%	9.9%	10.5%
20歳以上	対象者数（注1）		17,510	17,639	18,077	16,986	16,657
	受診者数		754	732	685	700	744
	受診率（注2）		8.9%	8.4%	7.8%	8.2%	8.7%

【子宮頸がん検診精密状況】

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精密検査	要精密者数		1	11	3	10	10
	要精密率		0.1%	1.5%	0.4%	1.4%	1.3%
	精検受診者数		0	6	2	7	5
	未受診者数		0	0	0	0	0
	未把握数		1	5	1	3	5
	精検受診率		0%	54.5%	66.7%	70.0%	50.0%
検査結果	がんであった者		0	0	0	0	0
	がんの疑いまたは未確定		0	2	1	2	4
	がん以外の疾患		0	1	0	4	1
	異常なし		0	3	1	1	0

(キ) 口腔がん検診

(単位：人)

内容		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性			35	40	19	35	27
女性			42	36	17	37	38
合計			77	76	36	72	66

2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業**2)ー1 無料クーポン券配布事業**

(1) 目的：嘉麻市が実施するがん検診において、特定の年齢に達した者に対して、子宮頸がん・乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発と健康の保持増進を図ることを目的とします。（国の補助事業）

(2) 無料クーポン券配布対象者

○子宮頸がん検診：平成14年4月2日～平成15年4月1日生

○乳がん検診：昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生

(3) 実施場所：集団検診又は福岡県医師会が契約する福岡県内の医療機関

(4) 実 績：

年度 内容	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
子宮	133	5	3.8	141	4	2.8	148	20	13.5	141	12	8.5	125	8	6.4
乳	217	41	18.9	204	52	25.5	178	53	29.8	167	47	28.1	182	46	25.3

2)-2 精密検査未受診者に対する受診再勧奨事業

(1) 目 的：5大がん（胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がん）の要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(2) 内 容：対象者に対する郵送、電話等による精密検査受診の有無の把握及び未受診者への個別の受診再勧奨

(3) 実 績：

内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診勧奨者	89人	88人	54人	60人	88人

2)-3 5大がん個別の受診勧奨・再勧奨

(1) 目 的：5大がん（胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がん）検診において、個別の受診勧奨・再勧奨を強化することにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(2) 内 容：郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行う

(3) 対 象 者：他の事業での個人通知やがん好発年齢等を考え対象者を選定しました。

令和4年度は下記の年齢に個人通知を実施しました。（特定健診対象者を除く）

- ① 21、41歳女性（子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券対象者）
- ② 26.30.36歳女性（子宮頸がん対象）
- ③ 44、46、48、54、56、58歳の女性（乳がん・子宮頸がん対象）
- ④ 40、64、66、68歳の男女
- ⑤ 令和2・3年度がん検診の受診歴がある20～69歳の男女

(4) 実 績：

内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通知者数	4,232人	5,397人	5,543人	5,371人	5,091人
受診者数	391人	579人	659人	807人	795人
受診率	9.2%	10.7%	11.9%	15.0%	15.6%

(5) 令和5年度の取り組み：

下記の年齢を対象者に個人通知を実施します。

- ① 21、41歳女性（子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券対象者）
- ② 26、30、34、38歳女性（子宮頸がん対象）
- ③ 44、46、48、54、56、58歳の女性（乳がん・子宮頸がん対象）
- ④ 40、64、66、68歳の男女
- ⑤ 令和3・4年度がん検診の受診歴がある20～69歳の男女

3) がん検診総合的な考察・評価:

現在、がん検診の推奨年齢引き下げについても検討されており、国・県へのがん検診実績報告対象者・受診者を69歳までとしていることから、平成30年度以降は実績値を合わせて事業評価を行います。

5大がん（胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がん）検診における69歳以下の受診率については、すべてのがん検診において前年度を上回り、令和元年度とコロナ感染拡大前と同程度に回復しております。また、乳がん・子宮頸がん検診においては、過去5年で最も高い受診率となりました。

令和2年以降、子宮頸がん無料クーポンの対象者は子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的な案内差し控えとなった年代となっておりますが、今年度の子宮頸がん無料クーポンの受診率は6.4%と低迷しております。個別の受診勧奨者・再勧奨対象者における検診受診割合は年々増加していますので、今後も通知内容の改善を図りながら事業を継続します。

令和3年度の精密検査の受診率が90%以上となっているのは、肺がんと乳がん検診です。未受診の理由をコロナ感染拡大で医療機関受診を見合わせていると回答された方も多いためです。令和4年度から精密未受診者への再勧奨通知に精密検査に関するパンフレットを同封しています。

前立腺がん検診の要精密受診率が平成30年度以降低下した原因は、平成30年3月、国が策定した「がん対策推進基本計画（第三期）」における目標として「科学的根拠に基づくがん検診の実施に取り組むこと」と記載されたことに伴い、市が実施する精密未受診者への再通知見合わせの影響と思われる。5大がん精密未受診者については、今後も検診後6か月以内に受診勧奨の通知（電話）を実施します。

4) 令和5年度の主な取り組み:

- クーポン券の未利用者や5大がん（胃・大腸・肺・子宮頸・乳がん）対象者の一部に「圧着はがき」での受診勧奨を実施します。
- 過去受診者等への夜間電話での個別勧奨を実施します。
- 広報やSNS等での検診の普及啓発に努めます。

2. 結核検診

(1) 目的：結核の早期発見・治療により、重症化や感染を防ぐことを目的としています。

＜根拠法令＞感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第1条

(2) 対象者：65歳以上の嘉麻市民

(3) 内容：胸部エックス線検査

(4) 受診方法：市で行う集団検診

(5) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
異常なし	18	14	9	10	8
要精密	1	0	0	0	0
合計	19	14	9	10	8
肺がん検診 65歳以上	1,147	1,015	1,488	1,002	1,073
合計	1,166	1,029	1,497	1,012	1,081

(6) 考察・評価：

当市では、肺がん検診も胸部レントゲンであるため結核検診又は肺がん検診での受診になっています。近年、肺がん検診として受診する方が増えてきているため、結核検診の受診は減少しています。保健だよりの中で、感染症法により、65歳以上の方は1年に1回結核健康診断を受診する義務があることを提供し、受診勧奨を行っています。

検診で結核と診断される方はほとんどいませんが、県の感染症の報告では、結核の新規患者は発生しているため、検診の受診勧奨は必要と考えます。

(7) 令和5年度の取り組み：

総合検診の申し込みの際に、結核及び肺がん検診の対象の方には案内を行い、受診率の向上に努めます。

(8) 令和5年度の特定健診、各種がん検診等予定回数

検診項目	特 定 健 診	胃・肺がん検診 結核検診	大腸 がん	前立腺 がん	子宮頸 がん	乳がん	肝炎	骨粗 しょう 症	口腔 がん	若年 健診
実施回数	24回	23回	24回	20回	20回	20回	24回	5回	2回	24回

○集団検診予定回数

※総合検診は年22回、うち女性限定の検診日を4日間設定しています。

※若年健診は特定健診実施全日程で同時実施します。

※嘉麻市商工会健診は年1回で、特定健診・若年健診・肝炎検査に加えて大腸がん検診を実施します。

※令和3年度に協会けんぽ連携健診を年2回に日程を増加しましたが、受診者数が予想よりも少なかったため、年1回に戻します。

○子宮頸がん・乳がん検診に関しては、市内の実施医療機関に委託し、年間を通じて個別検診を実施します。

3. 骨髄等移植ドナー助成金事業(令和4年度から開始)

(1) 目的：骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者の休業による経済的負担を軽減し、骨髄等の移植及びドナー登録の推進を図る。

(2) 対象者：骨髄等を提供した日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた方。

(3) 実績：令和4年度の申請はありませんでした。

(4) 令和5年度の取り組み

広報やホームページ等で事業の周知を図っていきます。

4. 小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業（令和5年度開始事業）

(1) 目的：40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、居宅介護サービス利用料の一部を助成し、患者と家族の身体的・経済的負担を軽減します。

(2) 対象となるサービス：①訪問介護

②訪問入浴介護

③福祉用具の貸与・購入

(3) 令和5年度の取り組み：

広報やホームページでの周知だけでなく、チラシを作成し、近隣のがん相談支援センターに設置を依頼します。

5. アピアランスケア推進事業（令和5年度開始事業）

(1) 目的：がん患者が、治療に伴う外見の変化（アピアランス）を補うために購入した、医療用ウィッグや補整具等の費用の一部を助成することにより、心理的負担を軽減するとともに、社会参加を応援し、よりよい療養生活となるよう支援します。

(2) 助成対象用品：医療用ウィッグ等、補整具等

(3) 令和5年度の取り組み

広報やホームページでの周知だけでなく、チラシを作成し、近隣のがん相談支援センターに設置を依頼します。

第6章 特定健診・特定保健指導事業

(1) 目的：メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の有病者・予備軍の減少による個人のQOLの向上と将来的な国保医療費の適正化を目的としています。

(2) 対象者：40～74歳の嘉麻市国民健康保険被保険者（治療者も含む）

(3) 実施内容：

(ア) 方法：個別健診…6月～翌年2月（9ヶ月間）

集団健診…年23回実施（市内4ヶ所にてがん検診等と同時実施。）

(イ) 内容：①料金…課税状況によって自己負担金500円または無料。

②健診項目…検査項目は下記のとおりであり、国が定める基本的な項目に加え、

クレアチニン、貧血検査、HbA1c、心電図検査を全員に実施しています。

※○：全員実施 ■：いずれか実施 □：医師の判断にもとづき実施

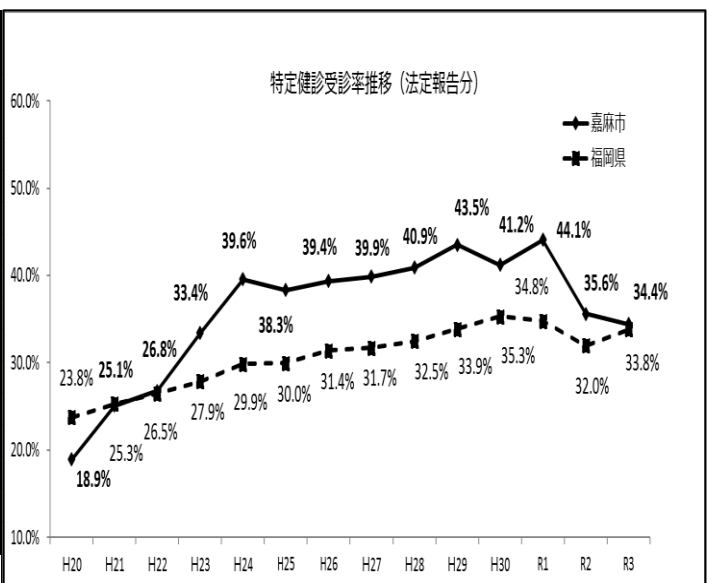
	計測					脂質			肝機能			代謝系		尿・腎機能				血液一般			心機能	眼底検査	問診		診察		
	身長	体重	BMI	血圧	腹囲	総コレステロール	中性脂肪	HDL	LDL	(GASTT)	(GALTT)	(γ-GTP)	空腹時血糖	ヘモグロビンA1c	尿糖	尿蛋白	尿潜血	血清クレアチニン	尿酸	血色素量	赤球数	ヘマトクリット値	心電図検査	眼底検査	生活習慣・既往する項目に関する	自覚症状など	(医学的所見) (身体的所見)
国が定める基準	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
嘉麻市実施項目	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(ウ) 保健指導：健診結果における階層化（検査項目によりリスク個数のカウント）を行い「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」の3つの保健指導対象者を抽出し、発症予防及び重症化予防の観点にて、対象者を設定して保健指導を行います。

【特定健診受診率の推移】

【特定保健指導率の推移】

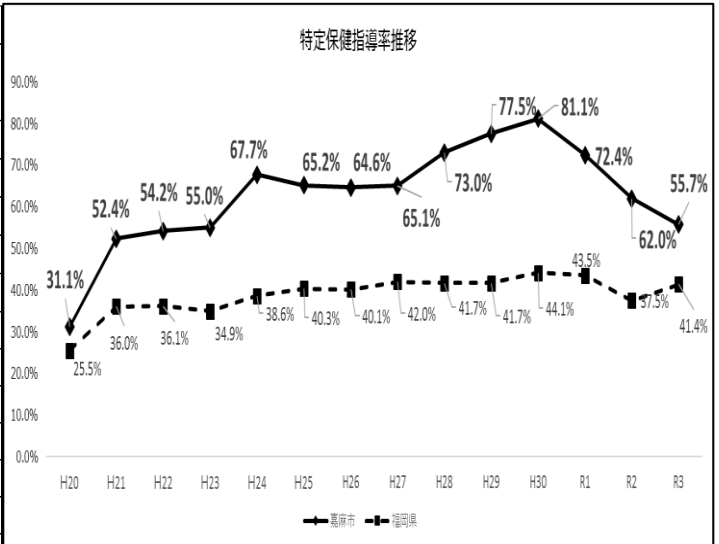
年度	法定報告	嘉麻市			福岡県		
		受診者数	対象者数	受診率	受診者数	対象者数	受診率
H20	確定	1,634	8,628	18.9%	198,990	836,502	23.8%
H21	確定	2,082	8,303	25.1%	209,900	828,654	25.3%
H22	確定	2,144	7,998	26.8%	217,257	821,017	26.5%
H23	確定	2,657	7,948	33.4%	230,109	825,315	27.9%
H24	確定	3,117	7,873	39.6%	247,091	826,978	29.9%
H25	確定	2,971	7,754	38.3%	248,292	828,700	30.0%
H26	確定	3,019	7,670	39.4%	258,550	822,902	31.4%
H27	確定	2,973	7,455	39.9%	255,607	805,675	31.7%
H28	確定	2,947	7,207	40.9%	252,967	779,186	32.5%
H29	確定	3,023	6,945	43.5%	256,135	756,370	33.9%
H30	確定	2,771	6,728	41.2%	260,331	736,883	35.3%
R1	確定	2,860	6,490	44.1%	251,910	723,618	34.8%
R2	確定	2,316	6,502	35.6%	230,838	722,295	32.0%
R3	確定	2,181	6,336	34.4%	238,947	706,622	33.8%



※令和4年度暫定特定健診受診率：37.2%【前年比2.8%増】

【特定保健指導率の推移】

年度	法定報告	嘉麻市				福岡県				指導率	
		積極的	動機づけ	特定保健指導	指導率	積極的	動機づけ	特定保健指導	指導率		
		修了者数/対象者数	修了者数/対象者数	修了者数	対象者数	修了者数/対象者数	修了者数/対象者数	修了者数	対象者数		
H20	確定	19/65	32/99	51	164	31.1%	1,009/6,052	3,883/13,149	4,892	19,201	25.5%
H21	確定	38/91	72/119	110	210	52.4%	1,495/6,264	5,447/13,007	6,942	19,271	36.0%
H22	確定	49/93	125/228	174	321	54.2%	1,863/8,007	8,995/2,2047	10,858	30,054	36.1%
H23	確定	67/124	143/258	210	382	55.0%	1,804/8,517	8,944/22,272	10,748	30,789	34.9%
H24	確定	63/114	207/285	270	399	67.7%	2030/8661	10039/22977	12,069	31,258	38.6%
H25	確定	54/96	184/269	238	365	65.2%	1968/7837	10232/24931	12,200	30,268	40.3%
H26	確定	52/99	191/277	243	376	64.6%	1939/8057	10786/2642	12,725	31,699	40.1%
H27	確定	52/91	179/264	231	355	65.1%	1972/7519	11030/23474	13,002	30,993	42.0%
H28	確定	62/96	214/282	276	378	73.0%	1823/7397	10946/23220	12,769	30,617	41.7%
H29	確定	66/96	231/287	297	383	77.5%	1791/7367	11343/24116	13,134	31,483	41.7%
H30	確定	59/87	229/268	288	355	81.1%	1810/7219	12164/24453	13,974	31,672	44.1%
R1	確定	47/83	226/294	273	377	72.4%	1618/6934	11244/22640	12,862	29,574	43.5%
R2	確定	28/56	148/228	176	284	62.0%	1350/6050	8728/20819	10,078	26,869	37.5%
R3	確定	21/49	116/197	137	246	55.7%	1715/6599	9576/21118	11,471	27,717	41.4%



※令和4年度暫定特定保健指導率：63.4%【前年比 7.7%増】

(4) 実績：

(ア) 重点の対象者を設定した上で、未受診者の特性に配慮した受診勧奨

特定健診および特定保健指導（積極的支援・動機支援の保健指導）の法定報告受診率および特定保健指導率については、当年度（4月1日～翌年3月31日まで）国保の資格を有する受診者となっており、毎年度、前年度分が11月下旬に確定します。

令和4年度は、民間事業者のデザイン性を活かし、未受診者の特性に合わせて、広報かまの記事と連動した、より特定健診の受診意欲を向上させるような通知にて受診勧奨を実施しました。併せて、過去に健診受診歴有者に対し、夜間を含めた電話勧奨を実施しました。

(イ) その他の保健指導

特定保健指導対象者は、生活習慣病の治療をしておらず、肥満に加えて血圧等のリスクの重なりがある対象者です。しかし、肥満リスクはなくても、血圧や血糖、脂質等の検査項目において基準値以上の結果である人への受診勧奨や、すでに生活習慣病の治療をしても、生活改善等の保健指導が必要な対象者に、令和4年度も引き続き、民間事業所を活用し、新型コロナウイルス感染拡大の中、積極的に自宅訪問が出来ない状況下でありましたが、保健指導を実施しました。

○情報提供者保健指導実施者：809人（延べ数）

・訪問実施者数：83人（延べ数）

・相談実施者数：726人（延べ数）

(ウ) 重症化予防事業（糖尿病性腎症重症化予防事業）

① 糖尿病管理台帳事業

令和4年度も引き続き、民間事業所を活用し、検査データや治療状況、生活習慣等を把握した上で、113人の対象者に、特定健診の受診勧奨と併せて、重症化予防に重点を置いた治療中断者等への保健指導を実施した結果、50人が特定健診を受診しました（受診率44.2%）。

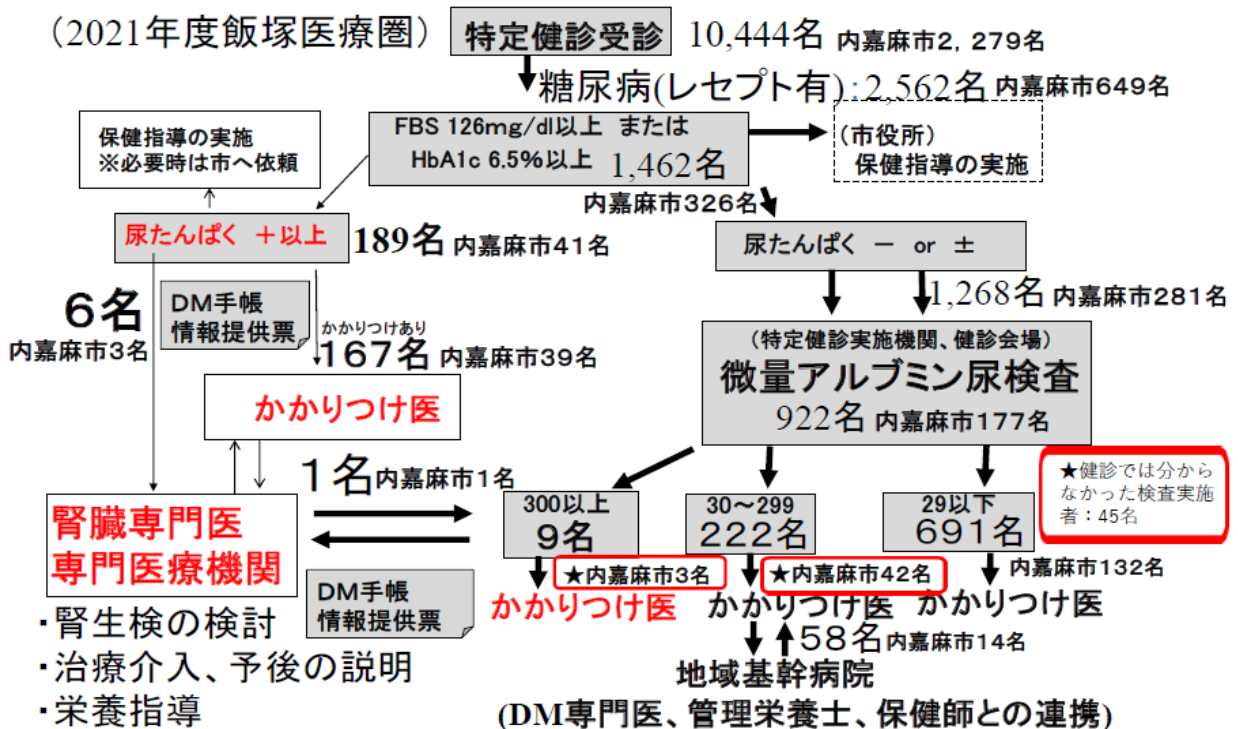
受診後は、電話や訪問、面接等にて、医療への受診勧奨を含む保健指導を実施し、受診勧奨対象者17人のうち、15人に受診勧奨を実施し、13人の受診が確認できました（医療機関への受診率76.5%）。

② 微量アルブミン尿検査事業

平成 31 年度に飯塚医師会の生活習慣病対策委員会の先生方や、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所、飯塚市、嘉麻市、桂川町にて、飯塚医療圏糖尿病重症化予防推進協議会を発足し、令和 1 年度より微量アルブミン尿検査の実施を開始し、4 年目になりました。糖尿病性腎症の方を早期から保健指導や、かかりつけ医や腎専門医等への受診につなぎ、新規透析患者の減少を図ることを目的として、特定健診の結果が①空腹時血糖 126 以上又は HbA1c6.5%以上②尿蛋白（－）または、（±）の対象者に実施しました。

令和 4 年度も引き続き、検査の実施率や検査後のかかりつけ医と専門医の連携状況を把握するため、飯塚医療圏において下記の集計データをまとめ、会議等にて情報共有をしました。微量アルブミン尿検査結果 30 以上者の 45 人は、特定健診だけでは、分からなかった早期腎症の把握につながりました。

また、この検査で把握した早期腎症期の受診者を、かかりつけ医や腎専門医等へ的確に治療につなげることに併せ、尿蛋白(+)以上の方(顕性尿蛋白者)の受診状況もまとめており、その顕性蛋白尿者に対し、飯塚医師会生活習慣病対策委員会の先生方と、CKD(慢性腎臓病)対策の体制整備に向けて連携を図り、対象者やアプローチ方法について検討しました。



(5) 考察・評価：

令和 4 年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、医療機関への負担軽減を図るため、かかりつけ医がいない被保険者への集団健診の案内や、民間事業所を活用した通知等の受診勧奨を実施した結果、受診率は前年度より向上していますが、コロナ禍前には回復していない状況でした。

保健指導についても、昨年に引き続き、民間事業所を活用し、特定保健指導だけではなく、情報提供に該当する、非肥満者の高血圧、脂質異常、腎機能低下、心電図異常等の有所見者の重症化を予防するため、受診勧奨判定値以上の対象者には、医療への受診勧奨を重点的に対応しました。新型コロナウイルス感染症拡大の中、自宅訪問が出来ない状況で、より積極的な介入は大変困難でしたが、一律な受診勧奨ではなく、過去の健診結果や治療状況等、より深く丁寧な保健指導力で、医療機関への受診勧奨等の強化を図りました。

補助金を活用し民間事業所に一部保健事業を委託した2年目でもあり、課題等を整理した上で、評価し、質の高い保健事業につながるよう努めました。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についても、国保及び後期高齢者の保健事業の接続、強化を目的として、後期高齢者の健診を受けた方を個別訪問し、生活習慣病の重症化予防の視点での保健指導と併せて、リハ職の方とも同伴訪問し介護予防事業につなげました。また、市民課と高齢者介護課が抱える課題の整理やケース検討会議での、他職種からの助言等を活用することもできました。

(6) 令和5年度の取り組み：

令和5年度も、令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策は継続しつつ、デザイン会社と広報かまと連動した未受診者通知を作成し、未受診者の特性を活かした受診勧奨を実施します。

また、医療収集事業の活用を継続して実施し、生活習慣病の未治療者や治療中断を防ぎ、重症化しないように、特定健診の受診勧奨を継続していきます。保健指導については、引き続き委託事業所を活用し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の重症化を予防する保健指導を実施し、飯塚医療圏糖尿病重症化予防推進協議会等では、健診結果からの顕性尿蛋白者や腎機能低下者を把握し、早期に適切な治療を行うことで透析導入のリスクを予防することを目的としたCKD（慢性腎臓病）における医療連携の更なる体制整備等の強化を行い、重症化予防に取り組んでいきます。

民間事業所の委託も3年目になり、引き続き委託業者と打合せを重ね、問題点の把握、改善を行い、質の向上につなげ、保健事業を実施していきます。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業については、対象者を変更し個別に状態を確認し、地域の健康課題を把握していきます。

第7章 精神保健事業

1. 相談及び訪問事業

- (1) 目的：保健福祉環境事務所と連携し、精神障害者の早期治療の促進並びに精神障害者社会復帰及び自立と社会活動への参加の促進を図るとともに、市民の精神的健康の保持及び増進を図ります。

<根拠法令>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条

- (2) 対象：嘉麻市民

- (3) 内容：①相談事業…関係機関、近隣者、本人、家族等の来庁による相談
②訪問指導…自宅に訪問しての指導事業
③電話相談事業…電話での相談対応で匿名によるものも含む

- (4) 実績：

① 相談事業

(単位：人)

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延人員(実人員)	19(10)	7(7)	33(20)	29(18)	37(22)

② 訪問指導

(単位：人)

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延人員(実人員)	88(26)	80(25)	68(26)	40(13)	54(17)

③ 電話相談

※自殺対策の電話相談も含めて計上。

(単位：人)

内容 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延人員	44	35	52	81	80

(5) 考察・評価：

相談は、保護課や市民相談室、高齢者相談支援センターなどの他課や民生委員等から含まれています。令和4年度も関係機関と連携し、支援を行っています。相談においては、家族からの窓口や電話の相談が増えてきています。

(6) 令和5年度の取り組み：

問題が複雑な処遇困難事例や警察署生活安全課等からの相談も増えてきていることから、今後も、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や関係機関と情報を共有し対応を行っていきます。

2. 自殺対策事業

(1) 目的：広報活動等を通し、自殺の現状や自殺予防策等に関する市民の理解を深めるとともに自殺防止対策に関する人材の養成を行い、自殺者数を減らすことを目的としています。

<根拠法令>自殺対策基本法

(2) 対象：嘉麻市民

(3) 内容：①嘉麻市こころの電話相談 毎週水曜日（祝祭日除く） 17：30～20：30

②講演会 職員対象（9月）・市民対象（3月）

③第1次嘉麻市自殺対策計画の進捗会議

(4) 実績：

①嘉麻市こころの電話相談

（単位：人）

性別 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男	2 (2)	1 (1)	2 (2)	36 (3)	25 (3)
女	6 (4)	14 (2)	19 (7)	28 (5)	15 (2)
合計	8 (6)	15 (3)	21 (9)	64 (8)	40 (5)

※（ ）内は実人員 ただし、実人員は匿名のため、相談内容等から判断しています。

②人材養成講演会

講演会については、3月の自殺対策強化月間に平成25年度から実施してきました。

今年度は令和5年3月18日（土）に開催し、児童・民生委員の方を主体に27名の方の参加がありました。

嘉麻市の自殺者数の推移

（単位：人）

年度		嘉麻市			福岡県			全国		
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
平成30年	自殺者数(人)	6	3	9	602	259	861	14,149	6,519	20,668
	自殺死亡率	32.89	14.33	22.97	24.68	9.62	16.78	22.71	9.97	16.18
令和元年	自殺者数(人)	5	1	6	575	250	825	14,078	6,091	20,169
	自殺死亡率	27.99	4.88	15.64	23.56	9.29	16.08	22.64	9.33	15.83
令和2年	自殺者数(人)	7	1	8	592	292	884	13,914	6,993	20,907
	自殺死亡率	39.81	4.97	21.25	24.25	10.86	17.23	22.43	10.74	16.44
令和3年	自殺者数(人)	3	3	6	573	341	914	13,786	7,034	20,820
	自殺死亡率	17.37	15.25	16.24	23.49	12.70	17.84	22.31	10.85	16.44
令和4年	自殺者数(人)	1	1	2	599	291	890	14,622	7,101	21,723
	自殺死亡率	5.89	5.18	5.51	24.64	10.87	17.42	23.81	11.01	17.25

※自殺死亡率：人口10万対

（出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料）

令和4年も昨年に引き続き、全国的に自殺者数は増加していましたが、嘉麻市においては、ここ数年自殺者数は一桁台で推移してきており、令和4年は2名とこれまで最少となりました。令和5年以降も減少を目指したいと考えます。

③ 第1次嘉麻市自殺対策計画の進捗会議

第1次嘉麻市自殺対策計画の中で、「本計画を効果的に推進し、目標を達成させるためには、毎年進捗状況を把握し、評価を行う」としています。令和3年度も、関係課及び関係団体より進捗状況を提出していただきました。庁内連携会議及び担当者会議は、庁舎内での新型コロナウイルス感染症の患者の発生もあり、書面にて報告を行いました。

嘉麻市自殺対策連携協議会は、委員の交代もあり令和4年9月1日に開催をしました。

(5) 考察・評価：

電話相談については、令和4年度は、男性1名の方が病院でのカウンセリングの回数を増やしてもらえたことを理由に、電話相談の利用がなくなったため、人数が減少しています。男性の2名は今年度初めて利用されたと思われる方でした。女性の2名の方は相談者がいないということで繰り返し利用をされています。電話相談で自分の思いを伝えることで、安心感を得られているかともいます。直接対面では話せないことを、電話だと話ができるといったこともあり、同じ方の利用でも相談内容は違ってきています。

講演会は、民生委員の方の参加が多いということで、高齢者のうつ病と認知症の違いなど興味のある内容を講師の方に入れ込んでいただきました。

(6) 令和5年度の取り組み：

第1次嘉麻市自殺計画の施策の実施に向けて、関係課及び関係機関と連携を図り、今年度も電話相談及び人材養成の講演会を引き続き実施します。

今年度が第2次嘉麻市自殺計画の策定となるため、第1次の評価及び評価に基づく計画の策定を実施していきます。嘉麻市の現状の把握としては、自殺者数の評価と昨年度保健計画の策定の際に実施したアンケート結果をもとに行っていきます。

3. ひきこもり支援対策

ひきこもりの方や家族に対する支援を、嘉麻市ひきこもり相談支援センターが取り組んでいく中で、ひきこもりの方が抱える問題は複雑で、いろいろな関係機関を巻き込んだ支援が必要となることから、ひきこもり支援センターと協働で令和4年度に2回嘉麻市ひきこもり支援者意見交換会を開催しました。近年、ひきこもり対策は国も重要視しており、各種の関係機関とネットワークを構築し取り組んでいくことが必要と言われています。今回の意見交換会は、ひきこもり相談に対応する関係機関が抱える課題を共有し、これから取り組むべきことを明確にしたうえで、同じ目標に向かって前に歩みを進めることを目的とした、各団体の支援者の「意見交換会」として定期的を開催することになりました。

今後も、関係機関と一緒にひきこもり支援の基盤を構築し、一人でもひきこもりに悩む本人、家族等を支援していければと考えます。

第8章 感染症予防支援事業

1. 新型コロナウイルス感染症対策

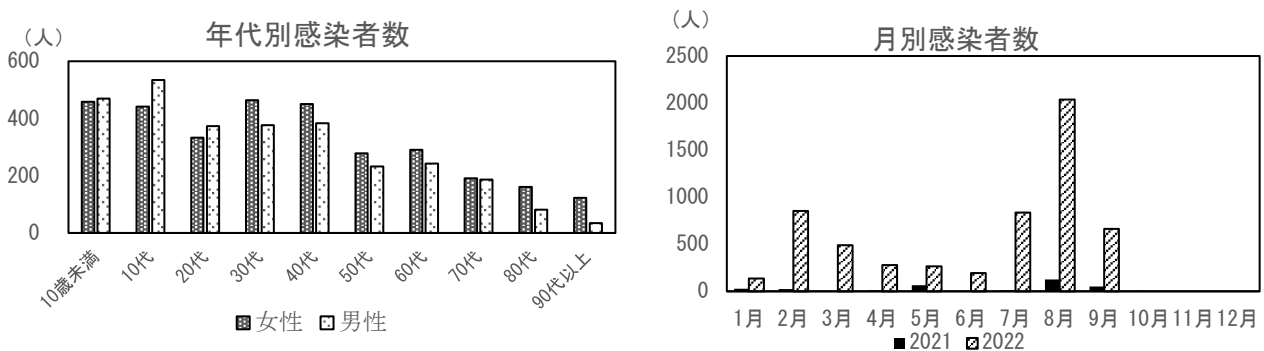
(1) 目的：感染症に関する正しい知識の普及、及び感染症の発生状況等の情報の提供を行うことで感染症の発生予防、そのまん延の防止を目的としています。

〈根拠法令〉感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2) 対象：嘉麻市民

(3) 感染状況：日本に新型コロナウイルス感染症が入ってきた当初より、全数把握による市町村ごとの公表が行われていましたが、感染者数が激増し、令和4年9月末をもって市町村ごとの公表は終了しました。

〈令和4年9月末までの感染者状況：総感染者数 6,116人〉



〈令和5年5月8日以降の定点把握による感染状況〉

	福岡県 (198 医療機関)		嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内	
	定点報告 (人数)	前週との比較	定点報告 (人数)	前週との比較
5/8~5/14	2.40 (475)		1.08 (13)	
5/15~5/21	3.09 (612)	1.29 倍	1.05 (18)	1.31 倍
5/22~5/28	3.08 (610)	1.00 倍	2.42 (29)	1.61 倍
5/29~6/4	4.25 (841)	1.38 倍	3.33 (40)	1.38 倍
6/5~6/11	5.76 (1,140)	1.36 倍	3.08 (37)	0.92 倍
6/12~6/18	5.92 (1,173)	1.03 倍	2.75 (33)	0.89 倍
6/19~6/25	5.76 (1,141)	0.97 倍	3.75 (45)	1.36 倍

※定点報告：1医療機関当たりの平均患者数

(4) 考察・評価：

令和4年度は、感染力の強いオミクロン株により感染者が激増し、濃厚接触者の特定や感染者の健康調査が困難な状況となり、濃厚接触者は同居の家族、感染者の報告も高齢者などの特定の方となり、自宅の検査キットで検査した方は、自分でネット登録するなど、方向性が変更になり市民の方の戸惑いも大きくなるような状況でした。県が構築する検査・相談体制を正確に、わかりやすく周知することに努めました。

(5) 令和5年度の取り組み：

インフルエンザと同等の5類疾病への移行により、感染の状況が把握困難な状況となります。制度の変化もあり、市民の方からの問い合わせ等も考えられるため、県からの情報を整理し、市民への情報提供を行っていきます。

2. 新型コロナワクチン予防接種

(1) 目的：新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とする。

〈根拠法令〉予防接種法第6条第1項の臨時接種の特例

(2) 接種場所：医療機関での個別接種と集団接種

(3) 接種状況：

〈新型コロナワクチン予防接種経過〉

- 令和2年2月17日：初回接種開始
- 令和2年12月1日：3回目接種開始
- 令和4年5月25日：4回目接種開始
- 令和4年9月20日：令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2回ワクチン開始）
- 令和5年5月8日：令和5年5月8日春開始接種が開始
- 令和5年9月から：秋接種開始予定

〈新型コロナワクチン予防接種状況〉

(単位：人)

回数 年齢	対象者	初回接種		3回目		4回目		5回目		6回目	
		人数	接種率	人数	接種率	人数	接種率	人数	接種率	人数	接種率
6カ月～4歳	997	7	0.7%	※初回接種完了は3回目終了者							
5～11歳	1,966	362	18.4%	137	7.0%	3	0.2%				
12～17歳	1,860	1,442	77.5%	797	42.8%	297	16.0%	1	0.1%		
18～29歳	3,158	2,728	86.4%	1,580	50.0%	632	20.0%	120	3.8%	22	0.7%
30～49歳	7,274	6,362	87.5%	4,481	61.6%	2,356	32.4%	524	7.2%	92	1.3%
50～64歳	6,424	5,984	93.2%	5,307	82.6%	3,975	61.9%	1,917	29.8%	242	3.8%
65歳以上	14,552	14,052	96.6%	13,224	90.9%	12,045	82.8%	9,884	67.9%	3,748	25.8%
5歳以上計	35,234	30,930	87.8%	25,526	72.4%	19,308	54.8%	12,446	35.3%	4,104	11.6%

(※1) 対象者は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳。年齢判定基準日：令和4年1月1日

接種者数は令和5年6月27日現在 BCC 健康管理システム登録者(転入者の履歴も含む)

(4) 考察・評価：

新型コロナワクチン予防接種については、まん延防止と重症化予防として4回目、5回目の追加接種が開始されました。令和4年秋開始接種では、新たに承認されたオミクロン対応2価ワクチンが使用されました。予防接種法の改正と同時に、接種が開始できるよう、飯塚市・桂川町および飯塚医師会と協議を重ね接種体制の構築を行いました。集団接種については、多くの希望者が接種できるよう会場と日程を検討し、子育て支援課と協働で土、日に開設をしてきました。

回数を重ねるにつれて、接種希望者が減少しているのが現状です。

(5) 令和5年度の取り組み：

新型コロナワクチン予防接種については、令和5年度までは臨時予防接種とし、全額公費負担で春と秋に実施することが予定されています。海外の状況や効果検証、新ワクチンの承認等により、対象者や接種回数など、国ではワクチン接種についての審議が継続しています。国の方針に基づき、希望する方が速やかに接種できるよう体制を構築していくことができるよう情報を収集し、対応していきます。

第9章 その他の健康づくり事業

1. 食生活改善推進員研修会(中央研修・普及教室)

(1) 目的：食生活改善推進員が知識と技術を身に付け、自分自身・家族・友人など地域全体の健康づくりを目的としています。

(2) 対象：嘉麻市食生活改善推進員

(3) 実績：

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施回数	51 回	51 回	26 回	25 回	47 回
延人員	911 人	1001 人	429 人	404 人	763 人

※中央研修：各地区の代表者が集まり学習します。

※普及講習：中央研修で学んだことを、地域に伝達したり、地域でテーマを決め学習を行います。

(4) 考察・評価：

各 4 地区において、中央研修で学んだことを普及講習で伝達を行いました。今年度は新型コロナウイルス感染症による制限も解除され、感染対策を徹底したうえで規定回数実施することができました。

(5) 令和 5 年度の取り組み：

生活習慣病予防・高齢者の低栄養予防等のテーマを役員と検討し、研修会を計画します。

2. 食生活改善推進員養成教室

(1) 目的：食生活改善推進員として地域で「健康づくりのための食生活」を普及していくための基礎を習得することを目的としています。

(2) 対象：嘉麻市民（食生活改善推進員としての活動を希望するもの）

(3) 実績：

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実人員	—	18 人	—	16 人	—
延べ人員	—	136 人	—	149 人	—

※2年に1回食生活改善推進員養成テキストにのっとり実施

(4) 考察・評価：

食生活改善推進員養成教室については、2年に1回の実施計画のため、令和4年度は実施していません。

(5) 令和 5 年度の取り組み：

令和 5 年度は、実施の年度のため、嘉麻市食生活改善推進員の方と協力し、参加者を募集していきます。

3. かま体操普及事業

- (1) 目的：嘉麻市民の健康づくりを推進するために制作された「健康一番！かま体操」を子どもから高齢者まで、市民全体に普及し、健康長寿を目指すことを目的としています。
- (2) 対象：嘉麻市民
- (3) 内容：嘉麻市保健計画推進委員会の発案により平成 22 年度に作成された「健康一番！かま体操」を、今年度からは広報や HP 等にかま体操を PR し、CD 及び DVD 配布で普及します。
- (4) 実績：

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
CD 及び DVD 配付数	7 人	4 人	3 人	1 人	5 人
かま体操 T シャツ配付数	0 人	0 人	3 人	0 人	0 人

- (5) 考察・評価：

普及教室等は終了していますが、施設等で継続されているところもあり、DVD の申し込みが今年度 5 件ありました。

- (6) 令和 5 年度の取り組み：

引き続き、希望者に対して CD 及び DVD の無料配布を継続します。

4. かましちゃん健康ポイント事業（平成 30 年度より）

- (1) 目的：市民一人ひとりの健康づくりへの意識の向上及び主体的な健康づくりを応援するため、特定健診・がん検診等健康づくりに関する事業等への参加に対しポイント制による付加価値を設け、健康づくりへの積極的な参加を誘導することを目的とします。

- (2) 対象：20 歳以上になる市内居住者

- (3) 内容：身体活動量の増加を目的とした歩数の記録(1ポイント)、特定健診、がん検診等健康診査の受診(1ポイント)、これら 2 項目をポイント化し、全ての項目を達成すれば、応募要件を満たすこととする。

また、福岡県が実施するふくおか健康ポイントアプリ事業も活用し、登録者のうち嘉麻市民には、期間中 3000 ポイント獲得者は応募要件達成者とする。

応募者の中から抽選で 100 名の方に嘉麻市商工会又は嘉麻商工会議所発行の市内利用商品券 2,000 円を贈呈し、地域振興の一助とする。また、当選しなかった方には、「参加賞」として、市内運動施設(2 か所)の1時間無料お試し券を贈呈し、健康づくりの一助とする。

- (4) 実績：

内容 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
参加者	161 人	174 人	111 人	162 人	188 人

- (5) 考察・評価：

応募者数は 188 人に増加しました。今年度の応募者の内訳は歩数記録表利用 15.4%、ふくおか健康アプリ利用が 84.6%です。前年度と比べ、歩数記録表の 60～70 歳代が減少し、アプリが 30～70 歳代の各年代若干の増加がみられました。

「ふくおか健康ポイントアプリ」は、ウォーキングや体重・血圧・食生活など日々の健康記録、検診の受診、健康教室に参加するとポイントが貯まり、一定以上になるとお得な特典やサービスが受けられ、楽しみながら健康づくりに取り組むことを推進し、県民の健康寿命を延ばし、医療費の抑制に

つなげることを目的としています。嘉麻市でもこのアプリを活用し、登録者に健診をはじめ、健康イベントの周知にも活用しました。

令和4年度から、スポーツ推進課、高齢者介護課での保健事業（教室）での事業紹介やアプリ登録の支援が始まり、前年度と比べ各月まんべんなく15～30人の新規登録者になりました。

嘉麻市民におけるアプリの全登録者数、新規登録者数、利用者は年々増加しており、健康づくりを楽しみながら行うツールとして、役立てられていると感じます。

また、歩数記録表により応募された方は、3ヶ月間の歩数記録をしてもらいました。終了時アンケートでは、「記録をつけることによって、日々の運動（歩数）を意識するようになった」と回答された方が7割以上を占め、全員が今回の記録表記入以降も歩行をはじめ運動習慣を継続されています。

今年度から本人の努力や成果へのインセンティブをより一層後押しするため、「ふくおか健康アプリ」における歩行ポイント上位10名は、必ず商品券が贈呈されることとしました。年度途中で歩行ポイント上位者の途中経過を周知したところ、利用者からの問い合わせもあり、利用者の競争意識を刺激する取り組みだったと感じました。また、アプリ利用者から、市内で獲得ポイントの利用ができる特典協力店を作ってほしいという要望があり、令和4年度中の働きかけで、次年度から市内の特典協力店として協力の承諾が複数の店舗で得られ、令和5年度に店舗情報発信を予定しております。

（6）令和5年度の取り組み：

商品券贈呈を130名に拡大します。さらに、アプリ利用者には健康サポート商品贈呈100名、市内特典協力店での特典利用の開始を予定しています。

〈その他〉

●嘉麻市健康づくり推進協議会の開催

令和4年度は第2次嘉麻市保健計画中間評価及び後期計画策定のため3回開催しました。

第1回目：令和4年7月14日（木）

第2回目：令和4年10月27日（木）

第3回目：令和5年1月26日（木）

●嘉麻市保健計画推進員連絡会の開催状況

第1回目：令和4年8月3日（水）

第2回目：令和5年3月2日（木）